

西山町郷土誌

西山事記

第壹集



四日市市西山町郷土誌研究会編

第壹集発刊に際して

四日市市西山町自治会長 矢田 正彦

このたび、西山町郷土誌『西山事記』第壹集が発刊されるにあたり、まず郷土の先輩諸氏に心から感謝を申し上げます。

私たちの郷土西山は、西に鈴鹿の連峰を仰ぎ東に波静かな伊勢の海を眼下にする、このよい自然に恵まれたところにあつて古くから、先人たちの叡智により育まれ守り継がれてきた、数々の有形無形の文化遺産があります。

それらは、人々の営みの中で連綿とくりかえされながら、我が故郷の歴史や伝統を形成してきたのであります。

それらの文化遺産は、これからの西山地区の社会づくりには、欠くことのできない貴重な指針を与えてくれるものが多くあります。

昨年、西山町に発足しました郷土誌研究会は、地区の方々、自分たちの住んでいるところの歴史や文化について、再認識していただく資料づくりに取り組んでいただき、地区内の文化財を探索されて、その由緒などの解説をした冊子を、ここに第壹集として完稿されたのであります。

近年、西山町にも新しく住まわれる方々が年々、増えてまいりました。そうした人達にも新しい故郷として、この本誌が郷土愛を育てていくうえでお役に立てばと願うものであります。

終わりに、本冊子が地域やご家庭で広く活用されますことを切望して発刊の言葉といたします。

発刊にあたり

四日市市小山田地区市民センター館長 豊田 早男

昨年、西山町において西山町郷土誌研究会が発足されこのたび、会員の地道な活動の中で「西山町郷土誌」の編集が完成されましたことに、心よりお喜び申し上げます。

さて、私たちは、日常生活においてともすれば、先人達の残してくれた遺産の中で暮らしており、その良さをつい見過ごしてしまう傾向があります。

一方、私たちの各家庭においても、それぞれの先祖があり、そして今日までの歴史があります。他方、私たちの住む地域において、日々の生活の中において、暮らしとしての生い立ちがあります。

暮らしの中にある歴史は、これから私たちが暮らしていくための道しるべでもあります。

地域の生い立ちを歴史から学び、そこに住む人々が、また歴史をつくりあげていき、そして、のちのちの人々が学んでもらえる、歴史を残していくことも、先人達への恩返しへとつながっていくものと思われます。

今日の豊かさは、先人たちのたゆまざる暮らしの繰り返しの中から生まれてきた歴史であり、感謝の気持ちをいつまでも大切にしたいものです。

温故知新という言葉がありますが、今回完成されました「西山町郷土誌」が西山町住民の方々をはじめとしてこれからの小山田地区の“ひとづくり・まちづくり”へと、そして、生涯学習への一助として地域発展へと継っていくことをご期待申し上げます。

後になりましたが、本誌の編纂刊行に携わられた諸氏に感謝の意を表しまして発刊の言葉とします。

はじめに

茲に、郷土誌『西山事記』を発刊することになりました。ひとこと御挨拶申し上げます。

微力ながら私共の労作が実り、皆様と御一緒に拝読できますことを、まずもって、喜びとするものであります。

本誌は、これ迄どれほど私共が、願いを抱いていながら、こういう郷土誌に触れることは、なかなか実現できない、夢のまた夢でありました。

人が生き人が活きる営みのなかで、創られてきた事物は無尽であります。それらのものの中には、絶えることなく受け継がれていくものと、そうでなくいつかは、消え失せていくものがあります。時移り、人が代わっていくという摂理の定めは無情ともいえます。

運命と片づけてしまうのは、余りにも惜慕な気がしてなりません。このまま、流れのままに任せておけばいつか人の記憶から遠ざかって消滅していきます。

それは、いまさら言うまでもないことでありますが私共自身の文化のうえに大きな損失であります。

ところで、幸いにも同志として学輩の方々による、ひとかたならぬ御尽力のもとに篤志の人々の援助を受け、漸くにして、この事業に従事できるようになりました。同志のものが専らその責に任したことは申すまでもなく、多くの方々による御激励、御援助により、こうして出来上がったのが、この『西山事記』であります。もとより微力な私共のごときものが企てたものであります。前記諸氏の御陰によって、どうにかこうにか、何方にでも読んで親しまれる郷土誌であり、ひいては、郷土愛を育むことにお役に立てば喜びのなかの喜びであります。

私共は、この上は引き続き本誌第貳集の編集に組み御期待に応える所存であります。今後もどうか厚き御援助を賜らんことをお願いするところであります。

平成8年

西山町郷土誌研究会代表 三橋 洋

目次

其の壹	和田ヶ平の住居遺跡
其の貳	三重古事記稿
其の参	薦野藩時代の西山
其の四	山田吉田郷と西山郷
其の五	戸籍制度 宗門改と人別調
其の六	公事方御定書
其の七	郷土の偉人 鎌井松石
其の八	枝郷西山立始め之記
其の九	写真で見る郷土誌
	西山開祖 平野清左衛門菩提所
	弁財天神社
	八所御霊神社趾
	不動尊と滝
	おこり地蔵
	弘法井戸
	屋敷神信仰について
	五輪塔にまつわる話
	西山の石造物
	西山の天然物 その1 その2
付録	地図 『にしやまみてあるきマップ』

西山事記 其の壱

和田ヶ平の住居遺跡

西山の地に、人跡が発見されたという史実は、いまのところでは見聞したことがない。

だからこそ、その未知なるものへの探究の憧れは、誰にも、大なり小なりは、心情的に持ちあわせているのではないかと思うのである。

それが、素朴な疑問としての課題意識となってきたのであろう。

生活文化の伝承が、どんな形で後世に伝えられてきたのかは、様々であるが、いまは一般通念としての通史概論は確立している。

いうなれば、西山の古代を想像することは、これらの概念に拠ることで一応の問題解決になるのである。



いまここで西山の古代を想像するに、もっとも適した資料がある。それは、西山に隣接する古代住居遺跡「和田ヶ平遺跡」である。

和田ヶ平（現旭ヶ丘）の住居遺跡が学術調査発掘されてから、久しい年月が過ぎたので、当時の様子を知り、発掘を体験した者も、今では数人となり、また感動も薄らぎ、過去のものとして、忘れられようとしている。

和田ヶ平の先住人について、関心を持ってみるのも、現代の西山住民にとっては、無意味なことではなく有意義なことである。

遺跡の住人が、西山の住民の祖先であるという、断定的な証明になる資料はなにもない。では、別のものとして、無関係であると、片づけてしまっても、いいのであるかという、そうともいえないのである。

史実を、時間の流れの直線上に、位置付けてみていくことは、それなりに、見方・考え方を導き出すための、大事な手法作業である。

西山と和田ヶ平の住居遺跡に、どんな共通項があるのか、また、和田ヶ平の住居遺跡から甦ったものは、その後の文化に、どんな影響をあたえたのかなどについては、これからの研究に委ねるとして、その成果に期待するものである。

ここで、和田ヶ平の住人の生活を想像してみることにする。

古代史によれば、むかしの家族は、なにがしかの人数で、相寄り相扶け

る、協同集団をつくっていたといわれている。

そこでは、どんな生活をしていたのかが、考古学の発達によって、衣食住については、かなりのところまで、明らかになってきたのである。

「なにを食べていたのだろう」・「どんなところに住んでいたのだろう」・「なにを着ていたのだろう」ということについては、ほとんどのことが、説明されている。

この生活を支えてくれるのが、協同集団という社会であり、集団の協力が無いことには、生活の維持は保障されなかったのであった。

そのためには、協同体組織が生まれ、秩序だてができていく中で、特別な指導力を持った、重だつた者があらわれてくる『族社会』になるのである。それは、単なる世帯を構成する、家族ではなかったようであり、もっと、規模（五、六戸）の大きいものであったと考えられている。

和田ヶ平の場合、それがどのような性格の集団だったのか、たとえば、血縁関係にある、親族集団だったのか。あるいは、近隣が相寄って結びついた、地縁的な集団だったのか、なんとも判断しかねる。

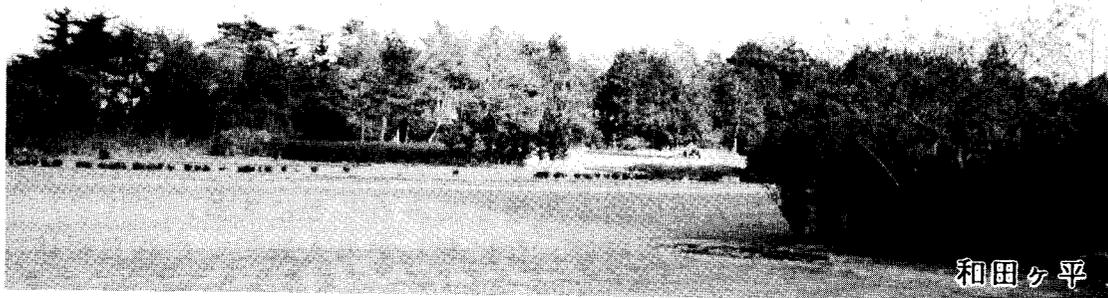
その中に、夫婦関係があったことは当然にしても、そのような家族が、後の時代のように、その一人一人を拘束する力が、あるものとはいえない、という考え方もあるようである。

そうした夫婦・親子関係を幾組か含む協同集団、それが、親族または、氏族というふうな、共同の祖先のもとから、わかれてきたものであるか、あるいは、ぜんぜん血縁的につながらないものも、含まれた集団であるかは不明である。

けれども、一つ一つのいえに住んでいたものは、おそらく、夫婦・親子のいわゆる世帯であろう。

そのいえ跡が、群をなして発掘されるのであるから、それらの世帯の協力組織が、けっきょく社会の単位（集落・村）であろうと思える。

和田ヶ平は、こうした組織体としての機能を持っていた、集団であることは確かであろう。



和田ヶ平

西山事記 其の式

三重古事記稿

西山村について記述した文書が、三重古事記稿全十卷之内四卷、北勢三重、河曲、奄芸三郡地誌に書されている。

その草稿には、幕末から明治にわたり本草鉱物博物学に専した。当地出身の篤学者鎌井松石が、自ら伊勢の地を具に歩踏みして、記稿したものと伝わるのであるが、其の内容には学問的に貴重なものが多く、学界の注目するところである。

その一節『吉田の郷』に於て

『山田村 往古は小山田と云 中村六名村の北に山林の傍らで民居す、旧名は、小山田と云う、正税千七百式拾石五斗八升、菰野領、人家参百九戸なり、属村西山あり内山あり。

矢田監物居住 案するに應仁式戊子年(1468)洛中兵火大乱(應仁の乱)の際丹波の国より移り三重郡山田に居住し代々七千石を領有すと云う。

其の後百余年を経て天正年中小田原合戦に出陣し戦死断絶すと云う今屋鋪の舊址として馬場、的場、館の名残あり、又子孫宗対馬守の藩に濱田源左エ門と云家は矢田監物の末孫なり又川曲の郡下箕田村に矢田新七郎と云者系図を所蔵す由緒あって今下箕田村に居住す方今は矢田の姓四五軒に及ぶ由山田村には矢田の姓と鎮守の八幡の小社僅に残れり又系図の一巻を授し地を矢田びろと云ひ今その字あり

産土神(ウズナカミ)延喜式内加富神社一坐素盞鳥尊なり正徳式壬辰年(1712)

神位

小山田城址ありと云実地未詳矢田監物居城 天正十八年小田原陣営に戦死 廃絶

加富の森 加富神社の南位の方 老松の古趾を云なるべし

左 土御前

神明一社 西の宮三社 本社 神前 弘治元乙卯年勸請判

右 八王子

八幡宮一社 該社は往古才山と云地にあり延宝元年(1673)今の浦山に遷坐す 開辟何れの時代とも詳ならず

深光山法源寺 山田村氏佛なり舊趾は村の南方にあり文禄年中村内に遷しぬ 天和年中京都浄土宗鎮西派黒谷金戒光明寺の末寺

本尊 釈迦如来 行基菩薩の作なり

明治六年(1873)排佛毀釈により廃寺となり本尊は暁覚寺預かり十一面観音像は安性寺預かりとなる

今の「お釈迦さん・観音さん」である 傍線の箇所編者挿入
 瑞雲山安性寺 該寺開基は幡摩坊寛政年中に高田一身田へ帰依し夫より
 暫く和無田村光善寺と一本兼帯なり寛永十四丁丑年寺号免許
 松応山暁覚寺 開基覚祐和尚 往古は禅宗なり文亀年中高田派なり
 延宝七年四月晦日寺号免許其の後享保二丁酉年又西本願寺に
 改派す

西山村 古名は平野新田と云 京都の佳人平野清左衛門と云者延徳三壬
 子年開発す其の後中絶明暦二丙申年百姓八太夫権兵衛其の他四
 五家出来追々分家す方今戸数四十五軒に及ぶ産土神は八所御靈
 神字大沢弁財天二社何れも寛永十五年勸請也八月十六日例祭なり
 (延徳とあるが延宝ではないか。また平野清左衛門が新田開発をした年代には
 二説あることが、この資料でも分かる。どちらがとは言えないので疑問が残るのである。)

内山村 山田村枝郷なり天正年間天野周防守時代百姓両家出其の後中絶
 寛永十九年三四五家出て追々分家今三十余戸に及べり
 産土神は八幡宮一社寛永十五戊寅年勸請なり

小山村 山田村の乾位に山林に傍ふて民居戸数百余戸菰野領なり
 正税四百九十二石二斗八升九合
 産土神は 神明 天王社 八幡宮等三所に坐す
 砦址あり里人井戸の城と云 萩原小太郎居城坂部村より兼帯す
 と云 東西本願寺の道場二ヶ所あり

明治二十二己丑年より舊名に復し 山田、内山、小山、西山合併
 小山田村と云

和名鈔に云 六名郷 三郷は鈴鹿郡の内においてあり

堂ヶ山村 戸数六十三軒 六名村の西において本郡三重堺川の北に民居
 正税四百八十五石二斗六升四合 亀山領なり
 遠生寺 浄土宗なり

中村 六名とも云 北小松村の西において本郡鈴鹿堺川の北に民居
 正税百七十三石 雑記に桑名領後長嶋領なり
 光輪寺 一身田専修寺末寺なり

以上は、鎌井松石が著した「三重古事記稿卷之四」より、関係部分から
 の抜粹である。

鎌井松石をはじめ、幾多の先人が残した記録に接すると、そこには人々の
 思いが伝わってくる。その思いを起こす、呼びかけに目覚めるのが、遺
 された現代人の、役割かといえるのではないか。

先覚者の記述をもとに、郷土の歩みを推考できるのは、有意義な事であ
 ると思うとともに、その意志を受け継いでの、事業に対する生き甲斐をつ
 よく感じるのである。

薦野藩領時代の西山

ここで当時（寛永年間）の農家の暮らしについて紹介しておきたい。

頃は、寛永十七年（1640）のことである。幕府の要職にあったある大名が、ひさしぶりに暇をもらって、自分の所領である領地に帰ってみて、農村の様子のかわっていることに驚いた。十年ほどまえに、ここの領主になって入国したときには、どこの村にも、家らしい家とては一軒もなかったはずである。それが今は、どこにも一かどの家作の百姓がたくさん見えるのである。

一かどの家作というのは、どの程度のものかわからない。

この大名が十年程前に見た農家の多くの百姓たちは、家といっても、畳などはもちろんなく、土間に藁をしいて寝るので、名実ともに土百姓だったのであろう。

このような、家とはいえないような、お粗末な住み家に寝起きしながら農民たちは毎日、農耕にいそしんだのであった。

それが、人の住む家らしい家に暮らせるまでに築き上げてきた農民の勢いに領主は驚愕したのであろう。

そのありさまを、次にみる資料で知ることができる。

働く農民の四季と題された『老農夜話』東京大学史料編纂所が保存している絵図である。それによると農家の様子が有りありと浮かんでくる。

註（図省略）

- 図1 春がやってくると、種まきの準備にいそがしい。種初をえらび、浸種の準備をする。
- 図2 種初を俵に入れて、10～25日ぐらい水に浸し、発芽をよくする。
- 図3 田んぼでは、男たちが備中鍬をふるい、牛や馬に鋤をひかせ、荒起こし、代かきをする。
- 図4 いよいよ老若男女総出の田植え。若者は苗を運び、早乙女の手先もあざやかに苗が植えられていく。
- 図5 めまぐるしい田植えがすむころは、もう夏。肥料をやり、火をともして虫を追い、タニシとりと相変わらず忙しい。
- 図6 青々と伸びてきた稲。草取りは三番・四番と、暑い日光のもとでつづけられていく。
- 図7 田んぼはすっかり黄金の波。ある日、藩の役人がきて検見をし、坪刈りをした。出来がよいと喜んで、やがて年貢にとられてしまっ

て、生活は楽にならない。

- 図8 あちらこちらで忙しい稲刈りがはじまった。刈った稲は、稲かけにかけて乾かす。
- 図9 千歯こきで稲をこき、からさお打ち、とうみで粉をよりわけ。ユイといって、隣人のお手伝いもきたことだろう。
- 図10 粉は、からうすで玄米にして俵につめる。ときには、庄屋の立ち会う姿も見られたりした。
- 図11 年貢米は、川舟に積み、馬の背や牛車にのせて藩の倉庫まで運ばなければならない。そこまでが農民の負担であった。

農村生活史に拠れば

江戸時代は、幕藩体制の時代で、武士が支配していた。

武士は、米の量（禄高）で格付けされていて、大名となると一萬石以上の米の生産量にあたる、領地をもっていたのである。

だから、領主は、実際には、米を作らない畑や屋敷などまで米に換算して禄高をもらっているのだから、実質の一萬石にたいする収入は入らないのである。

その仕組みについて解説するに当たりまず、検地について述べなければならないのである。

ここで検地に関する資料をあげておく。

『就_二伊勢国検地-相定條々』これは、太閤文禄検地と称するもので、書状は秀吉の朱印状で文禄三年の日付になっている。

文禄四年七月に関白秀次の死後、徳川家康の預かり地となったが慶長五年に土方氏の統治する所となり、検地制度についても受継ぐことになる。

以後、薦野領の年貢を決める基準にしていた定めである。

就_二伊勢国検地-相定條々

菟野町史より

- 『1. 田畑屋敷六尺三寸棹を以て五間に六十間三百歩を一段に可_レ致検地-之事
ところが薦野領では、明歴内検の際、往昔の制に改め、しかも六尺五寸棹を以て、検地し、三百六十歩を一段としたのである。
2. 上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗下々見計可相定事
上記により薦野領では、明歴内検の際石盛を改訂したものか上田は前記より高く下田は卑しくした。
3. 屋敷方一石二斗たるべき事
4. 山畑野畑川田 多先斗代代官へ届け其の上見計斗代可相定事
5. 小物成 略
6. 村切榜 略

7. 榭者京榭に相定則檢地為ニ 奉行在様に京榭相調可レ 遣前々榭を建集可ニ 取上- 事

京榭とは現時の容量のものをい云う太閤檢地迄に各地に容量を異にせるもの行われ一升三合、一升一合、九合、八合、六合等大小様々のもの勝手に使用せられ授受に容量の異なる榭を使用する如き弊風あれば此の時一升榭の容量を一定せられしものなり徳川時代に於ても「八ばん」と称する八合榭は使用せられしものなり。

8. 請状 略

9. 法度 略

10. 成敗 略

文禄三年六月十七日

秀吉朱印

』

ここで、領内の村高、石盛、定免、小物成等を知るには、税制に関する用語を、理解する必要があるので、其の概要を記し解説を加えておく。

1. 高 草高ともいう、即ち田畑で収穫した物の総量を称する。
 薦野領では、實収量より極めて低く、恰も維新後の法定地価又は、現時の賃貸価格の如く、地租米算出の基礎となるものなれば、一筆毎に高を算出し、之を水帳に記載す。
 一筆毎の高を分米と称する。
 単に高と称するとき、従来熟田となれるものにつきて、謂ひ慶長以後の新開墾地は之を新高と称する。

この*新高であるが、薦野舊領村高及徴税調（1830～1859）によれば

小山田村 高千四百十七石式斗五升 免四ッ二分八厘

田方九拾式町五反八畝拾式歩

畑方参拾参町壹反壹畝九歩

石盛 上田、中田、下田、居屋敷、上畑、中畑

下畑=反当たりの斗代が明示されるが、省略

口米 米拾九石八斗九升八合

夫米 米式拾五石壹斗式升四合

溢米 米壹石六斗式合

*新高 九拾五石式升八合

内山

*新高 式百四石七斗六升八合

免 二ッ七歩

才山

免 二ッ

内山

免 二ッ五歩

* 新高 参石

村免

和田ヶ平
免 二ッ六歩二厘
平野新田
六ッ五歩六厘

以上

のように記録されている。内の、傍線の箇所に注目すると、平野新田について「新高 参石 平野新田 免 二ッ六歩二厘」とある。

また、「和田ヶ平」の文字が初出していることにも注意しておきたい。

平野新田に関わって、ここに興味深い資料を四点紹介しておく。

『平野村 年貢免状 元禄七年 高百参石式斗壺升六合』

『平野村 年貢免状 元禄八年 高百参石式斗壺升六合』

『山田村 年貢免状 天和二年 高千四百拾七石式斗五升』

『山田村 年貢免状 貞亨四年 高千四百拾七石式斗五升』

と記した文書がある。

この資料の文書も、この条項に依り算出されたものと解される。

これは、当西山町の篤学者鎌井松石遺品として、鎌井家に保存されていたのであるが、継承者の方の御理解御協力を得ることにより、郷土誌研究会に資料提供をいただくことができたのである。

注目したいのは、『平野村』という記載についてである。

これについて、鎌井松石は三重古事記稿の巻四のなか北勢三重西山村の項において

『西山村、古名ハ平野新田ト云……』と記す。

このことから併せてみると、『平野村』が、平野新田に相当するのではないかと、考えられるのではないか。

なお、この記述されている高は、後編24頁に述べる『延宝年中 平野新田 高九拾式石六斗六升壺合』とあるものとの差額について調べてみる。

延宝(1673)～元禄七年(1694)の約20年間後に、拾壺石の増糧になっていることは、恐らく新田の開墾事業が、土壌の改良事業に移り、その成果が増収に成って、現れたものと解釈できるのである。

2. 石盛 田園類説に曰く。「石盛は、地面の位を定め、年貢の石数を盛付ける事なり。斗代分米石盛ともに、異名同体なりと知るべし」とあり、土地の肥瘠陽光の良否灌漑の便否等を参酌して、上中下の三階級に分ち、各十か年間(徳川氏の制なり)の収穫を平均して、算出したる壺反歩の収穫率にして、一筆の高を

算出する基準率なり（現在も同様）

3. 壹坪に六拾四株、壹株に穂七本半

壹平に五拾弍粒半、壹株に参百九拾四粒

上記、参百九拾四粒に六拾四株を乗じ、壹坪に弍万五千弍百拾六粒あり、之を「升之法半三二五にて除し、七合七夕六才二七（算出理由不明）参百坪を乗じ、二にて除す、又五合磨の米を二にて除し五公五民とす

石盛は、勿論検見の際上田は、粉壹斗につき米五升、中田は米参升を得る見積にて、計算することに定まれりと云う

前述の『老農夜話』図7にある「検見」の基準になる量目であろう。いまでは考えられないことであろうが、稲穂の出来不出来を見計らうには、当時の客観てきな尺度として用いられたことには感動するのである。

4. 免 徳川時代にありては取箇(トリカ)と同義にして、現今の地租税率に同じく、高に対する租米の貢納率を云う、而して、五ッ五分とは五割五分、三ッ七分とは三割七分と云うに同じ

故に

石盛 X 反別 = 一筆地所の高

高 X 免 = 一筆地所の貢納租米

5. 村免 村免又は、地下免と称するは、其の村の田畑正租及び山年貢口米、夫米、溢米等の加徴税の外に、当該年度の公然たる村費をも加へ、村高に打掛け取立つる税率を云う、下がり免と称するは、領主より定められたる免にして、即、村高に応じ領主に納むる所の貢米の税率を云う、村免は、庄屋肝煎五人組組頭毎年、庄屋宅に於て免割寄合と称する会議を開き、其年の入用を評議し、村高にて負担すべき割合を定むるなり、故に、各村の村免は定められたるも、斯は、標準を示したるものにして、年年多少の相違あるを免れず、又、村免は新高を除外し、本高のみに課する税率なれば、新高の多き村は、自然高率となるものなり

6. 口米(クマイ) 所定の田畑正租外に村に対して加徴するものにして当初、代官所の政費、郡村吏胥の俸給、筆紙墨等の費用に、供するため、賦課したるものなりしも、後世に至りては、代官役を勤めし人にてても、其の性質を知れるものなし、云々……中略

7. 夫米(フマイ) 諸大名、旗本等の領分、又は、知行所より出すべき、役夫の代として、納むるものを云う……中略

8. 溢米(コレマイ) 代官、庄屋等實際徴税の衝にあたりし人にてても、其の意義を知れる人なし、関東地方にありては、土用欠けと名づけ

参斗五升俵、壹俵に付き、式升づつ余分を加ふべき制ありしこと云々……中略

9. 山年貢 山高は、拝領高に加算せらるるも、無反別即地積を丈量せしことなし、而して、山高は正石を以て貢納するの制なり……以下略

前記、検地により『采地明細』文書が残されている。菰野町史よりそれによれば、小山田村について次のように記載されている。

『高千四百拾七石式斗五升

御検地御奉行 岡本下野守様

文禄三甲午年

』 文禄三甲午年(1594)

関白秀次の時代

これは、薦野舊領村高及徴税調にあげられていた高と同じ石高である。文禄三甲午年(1594)から安政六己未年1859の265年間、薦野領の領地村高には変動がなく、このまま明治維新を迎え、廃藩置県にいたるのである。

このことは、農民がそれぞれ耕している土地を、米に換算したということが基礎になったわけである。つまり、一人の農民が上田五反、上畑五反を耕し、屋敷一反をもっていたとしよう。検地によって、面積が測られ、上田が一反当たり米一石五斗、上畑が一反当たり米に換算して一石、屋敷が同じく一石というふうに査定され、徴税の基準にされたとしよう。とすると、この農民は、十五石の高をもった高持百姓だというのである。このような農民の石高の集計が大名や武士の石高となったのである。

小山田村の領主、薦野(菰野)藩については、後で詳述するが、ここでは概要を記して置くことにする。

六十餘年に及びし、戦乱の世を、関ヶ原の戦いによりて、天下の大勢漸く定まり、徳川家康論功行賞の結果、慶長五年(1600)、土方丹後守雄氏(菰野藩祖)は、薦野に移封せられ三重郡十五ヶ村壹万石に、父雄久近江の国、栗太郡の内四ヶ村(現、滋賀県栗東の付近)の舊領式千石の地を併せて賜り、石高壹万式千四拾六石四斗八合の領主となる。

爾後、明治維新藩籍奉還に至るまで、十二世二百六十年間譜代大名として、諸侯の如き更迭移封の煩累なく終始其の統治するところとなる。上下の意志能く疎通して君民の情誼頗る厚く村民永く恵沢に浴したときく。

だから、薦野藩、一萬式千石の大名は、年貢をとりたてる率が五公

五民だとすれば半分の六千石の収入しかないわけである。すなわち、十五石の高持百姓が、その半分の七石五斗の米を、年貢として納めるとのことである。

このような、土地の米の量への換算、すなわち米積もりは、江戸封建体制の特質的な仕組みである。

農民には、ただ耕作ができるというだけではなくて、ある基準があった。それは、検地帳の上で田畑・屋敷を持つことを認められ、それを経営していて、年貢を負担する農民で、さらに、労働賦役をも一人前に負担するものである。こうした戸籍である宗門帖で、一軒前と定められた農民を本百姓といった。

こうした農民は、強い大名がいた尾張、三河の地方などで、中世の末ごろには、自立した小農民になっていた。

領主たちは、小農民の自立をたすけるいろいろな手をうった。各藩でさかんに行った新田の開発や検地も、そんなねらいがあった。これらは、もちろん藩が年貢をとるために、田畑をひろげたり、測りなおしたりするという意味もあったが、それとともに、小農民たちに、経済基盤を与えて、一人前に年貢を納める百姓として扱うという重要な意味があったのである。

藩においては、新田を開発して、そこに移ってきた小百姓たちにたいしては、家を作ってやったり、農具を与えたりして農業に励めるように補助もしたのである。

このように、本百姓といわれる農民の実体は、地域によって大きな違いがあった。しかし、近世の封建時代に、いちばんふさわしい農民は、自分の持つ田畑を耕す小農民である。だから、この小農民をせまい意味の本百姓、あるいは新本百姓ともいい、これは江戸時代の社会の基礎であるといっている。

「国の本」ともちあげられた農民たちが土地に縛りつけられるようにして、住んでいた村は、現在の字や区にあたる集落である。そして村は江戸時代の社会では、たいへん重要な役割を果たしていた。

日本の農業の基本は水田稲作である。それには、農耕用水や肥料にする下草をとる刈敷山がいる。この山や用水は、中世では、荘園領主や土豪が所有し、支配していた。ところが、江戸時代の農民は、これらの支配から脱けだして、それらを倒して、生まれ出てきたものである。それまでは、領主と農民という、縦のつながりが主で、農民同士のつながりはうすかったのだが、戦国の頃から農民が地域的な集団をつくって、山や用水を共同で利用するようになってきていた。

そして、近世の村が作られたのである。

領主たちも農民が地域的にも、経済的にも一つにまとまった村を作ることが好都合であったので、村作りに力を入れた。これは『村切り』の政策といわれている。このような村は十七世紀のなかばごろまでには、全国的にひろくできていったものと考えられる。

領主は、この村を大いに利用した。農民を現地で支配するのは郡奉行や代官だったが、かれらは常に農民一人ひとりを支配したのではない。村民に連帯責任をもたせて、村をとおして支配をした。多くのばあい、よほど不都合なことでもないかぎり。領主は村むらの内部の実情にまで立ち入ることはなかった。したがって、領主に年貢を納めるのも村が単位である。検地も村ごとに行われ、年貢をとりたてる命令書や受取証なども村宛に出された。すなわち、年貢のとりたてをはじめとして、すべての農民支配のためのいちばん小さな末端の行政単位として、村を作ったのであった。そこで、もとは自然村であった村が行政村としての機能をもつようになった。この村を正式に構成するのは高持ちである本百姓だった。しかし、村の中には、まだ本百姓になれないような高を持たない農民もいた。かれらは本百姓の下にいて労働奉仕をしたり、雇われたりしながら生活を送っていた。これらの百姓を水呑、あるいは無高といって、本百姓よりいちだんと格の低いものと考えられていた。

村役人の長を名主とか庄屋といい、東では多く名主とよび、西では庄屋という字をつかったが、一定していたわけではなく、肝煎といったところもある。その名主・庄屋の系譜をたどっていくと、古いものは平安時代までさかのぼれる。それほどでなくても、中世の土豪や地侍から出た家が多い。そういう家が中心となり、新しい村づくりをすすめてきたわけであるが、やがて近世になって、村役人となったのである。名主の役目は、年貢の納入・村の中の土木工事・戸籍の調査・宗門改・土地の売買・質入にたいする証印・村民の訴願の奥印などのほか、村民の生活上の世話にまでおよんだ。名主は、はじめのうちは世襲であったが、のちになると特定の農民のあいだで、まわり持ちでつとめることもあり、村民の選挙によって選ばれるところもあった。もちろんそうなるまでには、名主が役目をかさにきて不正をはたらくのに農民たちが立ち向かったり、新興の農民たちが一部の百姓の特権をなくしてしまうという動きも少なくなかった。これを村方騒動といっている。そして、ようやく実現した選挙でも、その選挙人の資格や選挙方法について、大きな制限があったことも少なくなかった。

組頭は名主の補佐役であって、一人ないし数人おかれた。

この名主・組頭を監視するものが百姓代であって、村の中の総百姓

の代表者でもあった。この百姓代は名主・組頭よりもあとに、一般の農民の要求によっておかれるようになったものである。この三役が、村の中のいろいろな行政や取り締まりをおこなったのであった。ことは、当時は小前百姓といわれた一般農民が、名主の選挙制度や百姓代の設置を要求した運動は、わずかずつではあるが、ほんとうの自治制へ近づくものとして注意すべきことであった。

年貢のとりたて。

秋。稲穂が出そろったころ、役人が村むらをまわってきて、稲のでき具合を調べ、どのくらいの生産高になるかを算出する。これを検見という。この検見によって、納税率がきめられ、村を単位にして何百何十石の年貢を納めるかがきめられて、年貢とりたての命令書がわたされる。これを年貢割付状あるいは免状などとよぶ。

前述に紹介した資料であるが「免状」の写しである。

平野新田に関わって、資料を二点紹介しておく。 鎌井家所蔵

『平野村 年貢免状 元禄七年 高百参石貳斗壺升六合』

『平野村 年貢免状 元禄八年 高百参石貳斗壺升六合』

それには、十一月の末だとか、十二月のなかばだとかいう納入完了期日も定められている。村では、それにもとずいて、村役人が中心になり、本百姓たちの持っている田畑の面積や石高に応じて計算し、個人別の年貢納入令書をだす。精選した米を、領主の指定した米倉に運ぶそこには役人がいて、いちいち年貢米を検査して受けとる。年貢の納入がすむと、村あてに、年貢受取証ともいうべき皆済目録がわたされる。年貢のとりたては厳しく、年貢が納められないとなると未進責めという刑罰を科せていたりしていた。

農作業に欠かせられない農具は、牛や馬の飼えない小農民には、どうしても自分の手で水田のすき返しをしなければならなかった。だから人力による鍬や鋤が必要だったのである。鍬で、水田を深く耕し起こすためには、重くて、先の大きいものがよい。そこで、唐鍬の刃幅の広いものがあらわれた。しかし、その重さも農民の体力の応じたものにする必要がある。

こうして、刃に窓を開けた窓鍬や、三本・四本・五本と刃先が分かれた備中鍬が用いられるようになった。このようにいろいろな鍬があらわれ、改良普及したことが、この時代の特徴である。

農業の発達。また、肥料にも少しずつ変化があらわれはじめた。これまでのように刈敷肥料だけに頼っていると、大きな労働力を必要とした。そこで、別の肥料源が必要になってくる。油粕や干鰯がつかわ

れはじめたのはこのためであった。しかも、油粕や干鰯の効果がよいので、急速に各地で用いられるようになった。これが農民たちを、商品経済に巻き込んでいく大きな理由になるのである。

農業の発達史から、西山の村づくりを辿っていくと、ほとんどのことが共通するのである。それは、考えるに、公事方の指示伝達が、すべて縦割りであり、しかも上意下達なので、下々に徹底していたことから判断できる。

藩の行政の移り変わりにおいても、記録にある庄屋制度、肝煎・組頭という村役が、存在していたことが判っている。(この項後述する)

三重古事記稿 吉田の郷に

『山田村は元禄八乙亥年石薬師宿助郷高役被仰付
石薬師駅まで行程一里五丁余』
という記がある。

これは、助郷制が布かれるに薦野領の村々では、藩の要請により人夫の徴用に応じたのであるが、山田村においては石薬師宿助郷高役被仰付ったという記録であり、地理的にどれだけ離れた所にあるのか、経費計上の資料として、石薬師駅まで行程一里五丁余と認知しておく書状である。

他にも、行程を表した書状がいくつか見られるのであるが、その内で、珍しい個人名が入っているものがあるので参考に供したい。

『薦野御札場ヨリ当所札場マデ道法貳里拾六丁半
中略
高札場ヨリ西山甚右衛門西塚マデ 参拾町参拾参間』

の中にみえる甚右衛門という人物であるが、おそらく村の長ではないかと考えられる。

薦野とあるのは、現在の菰野のことである。

菰野藩の『御札場ヨリ』とは、藩の令達などの通告を、城下の者達に伝えるのに設けられていた、連絡掲示板を当時は、御札場といった。

また、この場所が里程の基点とされていて、それが起点となっていて、どこそこまでは、何里何町ということになっていた。

地理的な位置関係や広さを知るうえで、おおいに役立ったのである。

この資料でみられるように、個有の名称が、何を意味するものなのか、また何であるのかは、たいへん興味深いものがある。

そこで話を戻すのであるが、『当所札場マデ』ということは、本郷山田の庄屋の門前にある高札場のことである。ひらたくいえば、菰野から山田までの道のりは、貳里拾六丁半（条里制により換算すると 9.744Km）というのである。

そして、山田の『高札場ヨリ、甚右衛門西坎マデ、参拾町参拾参間』（同じく換算して 3.330m）あることを示している。

余談がながくなり、本題が外れてしまったが、西山の長、甚右衛門については不詳である。宗門改帳や過去帳などによれば、より確かなことが分かるであろう。（宗門改帳や過去帳については後述する）



西光山法龍寺
三重四国
八十八ヶ所霊場
十番札所
県下はもちろんのこと
多くの信者による、参
拜の香煙が絶えること
なし。
西山開祖
平野清左衛門菩提所
である。

西山事記 其の四

山田吉田郷と西山郷

山田吉田郷について

『順和名類聚抄ニ云フ 三重郡委女、宇禰邊、河後、加繁志利、葦田、安志美多、柴田、之波多、刑部、於佐加邊』

『往古ハ葦見田ト書キシガ 聖武天皇神亀九年十月 国郡里村河名等ハ式字トナスベキノ制出ルニ及ビ 葦田ト改メタルモノナルベシ 葦見田ノ葦ハ 音通シテ元ハ足見田ナリ 足見田ハ足三重田ノ転ニシテ 足三重田ハ日本武尊ノ「吾足三重ニ勾ル如ニシテ甚ダ疲レルト」宣ヒシ詔ヨリ出テ此返ノ川ヲ 足三重田ト称セシナラント云ウ 田ハ川ノ義ナリ 河ノ名ニヨリテ郷名出テ足見田ト云ウト 今案ズルニ山田區ノ北ヲ流ルル川ヲ足見川ト称セリト云ウニ依リテ 考レバ此ノ足見川ハ 田ハ川ノ義トシテ 足見田ヨリ転ジタルモノナラン 此川ハ流テ内部川トナリテ海ニ入ル 今山田區ノ北川ノ南ノ字ヲ吉田ヶ原ト称スルモ 此ノ故ナラン歟 又々一説ニハ溪間河梁多ク 葦生スルガ故ニ 葦田ト云ウトアリ 葦田郷ハ轉シテ吉田郷ト書ニ至リシハ明ナリ』

以上が、順和名類聚抄に記されている事柄である。

ここで述べていることは、概略として纏めると、昔々聖武天皇の御世、神亀九年（732）十月に国、郡、里、村、河名等は、二字で表せという制令がでたので、葦見田を葦田と改めることになった。

それにつれて、葦田郷から轉じて吉田郷と書に至った経過が書かれているのである。（神亀九年とあるが、年表では六年まで。文書の傷みで判読ちがいはないか）このことから、既に、この辺りには集落が在って、協同生活が営まれていたことを物語っているのである。

当時、都は奈良（平城京）にあって、東大寺大仏殿の造営に、民衆の力を借りようとしていたときである。

その大仏開眼は二十年後の、752年天平勝宝四年に行われたが、工事着手743年から十年をかけて、大仏鑄造がなされたのである。

伊勢湾の対岸、知多に常鍋市があるが、この港から、大仏殿の大屋根を葺く、瓦や金の鴟尾が、海路で四日市港まで運ばれ、それを陸路で奈良まで運搬したという記録がある。

先の昭和大修理に、この史実にのっとり、三河から資材が運ばれたとい

うのである。歴史は繰り返されるというがまさに、そのことを言い当てている。

当時、役夫としての労役が民衆に課せられていたので、きっと、この辺りからも徴発されて、大仏造営に携わったものと思われる。

五鈴遺響河嶋及ビ小山田ノ章

『小山田ハ 小山ノ原ニ民居シテ田ヲ開クガ故ニ 小山田村ト称スト云フ
小山田村往古武村ニ分カレテ 上ヲ小山ト云ヒ 下ヲ山田ト称セリト 加
富神社記ニ云ヘリ 山田ハ 往古南山田ト称セリ 是ハ 山田ノ北ニ在ル
河嶋ハ 舊名北山田ト称セシニ對シテ 南山田ト云フト 五鈴遺響河嶋及
ビ小山田ノ章ニ見ヘタリ 又 徳川時代ニ入りテヨリ 南勢宇治山田ニ區
別セシタメ 北勢山田トモ云ヘリ (往古ハ民家ハ今ノ山田區之西方舊垣戸
ナリト傳フ)』

五鈴遺響三重郡卷之四ニ云フ

『小山田ハ六名ノ北ニアリ 山林ノ傍テ民居ス 遠耶麻陀 ト訓ス
正税千弍百拾四石 菰野領也 属村西山アリ
神鳳抄弍宮小山田御厨一名南宮
上分田六丁 内三石九斗 外三石九斗一 本三石トアリ
北山田ニ對メ名南山田トモ云フ
外宮神領目録
小山田御厨三石六斗九升十弍合宛
(堂ヶ山及ビ六名ハ別村ニシテ小山田ニアラス)』

この章では、位置関係と區画を述べている。

あとで述べるが、別の文書では菰野藩の高札場から夫々に至る道法を表しているものがあるが、それによれば、一層はっきりしたものになる。

又、年貢についての記載には、藩領以外の神領、御厨の料が記載されていて、江戸時代近世の税負担を知るうえで参考になる。

ここで注目すべきことは「属村西山アリ」ということである。

「西山は山田の出子」ということをよく聞くが、そのことを云い表している文書である。

なお、明治以降の住所表示では、「大字山田字西山……」としたことから、うなづけるのではないか。

「属村西山アリ」については、この後に、租税を知るうえでの資料をも

とに考察を加えてみることにする。

なお、この記述に関わって、更に有力な資料として

『枝郷西山 明歴二丙申年 百姓五人居る』

と書かれたものがある。

見ただけでも、たいへん興味が湧く文書である。ここでは詳しくは述べないで、紹介だけにしておくことにする。

山田吉田郷に村が拓けて、人々が移住してきたのは、こうした恵まれた自然条件があったからではないかと伝えられている。

北には山（往古は岡山、浦山という）を背に、南面にひらけた斜面から伸びる、猫の額ほどの台地を、家のむらがりとして、数戸の家屋が建ち、稲づくりを営んでいた集落があった。

おそらく弥生後期（農村生活のはじまり）の村ではないかと、想像されるのである。

当時、台地のうえにあった村では、五戸ぐらいの家屋が、1ブロックを区画しての居住地区が多かったようであるから、ここ、山田吉田郷の前身である村も、この形式であっただろうと推測される。

堂ヶ山の大塚・小塚古墳（東名阪自動車道路の建設時に、発見調査された）にみられるように、既に、この地に支配的な勢力があったことも実証されるのである。

このように、上古代から中古代を経て時代（鎌倉～室町、安土・桃山）の移りかわりがあり、世は後代へと発展してきたのである。

-----（この間の資料が不足しているので捜している）-----

かなり時代が下がって、江戸初期になると、次の様な具体的な記述が、遺っている。

『枝郷西山 寛永十九壬午年 御霊神一社鎮座
大沢郷 同 弁天神 二座
山神 二社 』

書から判るように、山田の枝郷西山には、寛永十九壬午（みづのえうま）年 1642年。祭神として、御霊神一社鎮座、弁天神二座、山神二社が祭られていたことが記録されている。

江戸幕府三代将軍徳川家光(1623～1650)の時代である。

1603年、徳川家康が江戸幕府を開いて、将軍家光の代で幕藩体制が確率したのである。が、おそらく、この文書は、幕府が支配統一のために寺社などの調査をしたときのものであると考えられるのであるが、確かなことは定かではない。

少し時代が過ぎた、1656年明歴二年に、次の記述が遺る。

『枝郷西山 明歴二丙申年 百姓五人居る』

とある。

明歴二丙申(ひのえさる)年。四代将軍家綱の時代である。

江戸といえば『火事と喧嘩』が華という、あの江戸随一の大災害が起きた明歴の大火の前年である。

その頃、西山郷に『百姓五人居る』という記録は、いまの人数(人頭)とは、少し意味が違うようである。

五人の内の一人とは、家族が集まって組織された「戸」の代表をもって一人として考えられていたのであろう。つまり、今でいうところの、「戸主」にあたる者(筆頭者)なのではないか。

当時の人別帖をみると、戸の主何の誰々と書き、一段下がってその家族たちは誰、誰と名または、男とか女とかを記すのみであったことから判るのである。

一家の中心人物は、農産に携わり生業とするから、家の主たる者として扱われたのであろう。

妻女は、主婦であり母親である家事仕事に専従し、傍ら農産にも手を稼げる労働が強いられるのであって、労作には欠かせられない存在であったのである。

故に『百姓五人居る』とは「農家が五戸在る」という意味なのであると解釈したいのである。

当時の家族構成は、平均して一家族五、六人(農耕家族)というから、いかに労働力を確保していたかがうかがえる。

この資料は、明治五年に戸籍制定法が制定されて、壬申戸籍が作られるまで、領民支配に使われてきた『人別改帖』または、寺院に在った『宗旨帳』というものの類の写しかと思うのである。

しかし、農政としては、農家戸数を増やす政策は極力避けていたと考える。それは、既に農家が保有する、耕作面積に限界があり、分家することは、農家の収入が減ることになることで、死活問題なのである。

したがって、人口の自然増加による対策として、各藩では、新田開発や干拓事業の推進がはかられていたのである。

その事例としては、平野新田開発がある。

年は、延宝年間（1673～1681）京都の住人で平野清左衛門という人が、西山に来て、平野新田を開発したことが書かれた文書がある。

それには

『高九拾式石六斗六升壺合 平野新田高
延宝年中 京都平野清左衛門開発支配人
八太夫二代口口二代御勤 延享元甲子歳
本郷庄屋利太衛門為右衛門 依侍附
右之通御内検 寶永五戊子歳
土方丹後守豊義公 御代
御郡代 梅戸種右衛門殿』

の様記されている。

平野清左衛門については「郷土の偉人」の項で紹介するので、この項では省略することにする。

書き出しに、平野新田高について記載されている。

平野新田の石高が、九拾式石六斗六升壺合とあるが、俵に換算すると、
 $92石 = 920斗 + 6斗 = 926斗$ 、 $926斗 \div 4斗 = 231俵$
約 231俵強になる。

当時の上田（じょうでん）は、壺反当たり四俵というのであるから、新田という条件では壺反当たりの収穫は、中田、又は下田並とみるのが妥当なところであろう。中として三俵として、77反ということになるが、どうであろうか。

年貢として、五公五民の割合から、村民に残るのは 115俵である。成人一人の飯米が壺石とすると、46人分である。

生計を支える米価、自給自足分を差し引いても、暮らしは楽ではないことが推察できるのである。

西山事記 其の五

戸籍制度 宗門改と人別調

幕末から明治初年

三重古事記稿

『安政元年六月十四日夜半勢江伊和の大地震あり領内社寺を始め民家の倒壊せしもの頗る多く死傷亦少なからず』と記録されている。

小山田、西山においても公私建物に災い罹り当時の詳報には『当村の民屋倒壊せしもの数多くありて、家屋の下敷きになり圧死するもの九人あり寺社においては、法源寺本堂並びに庫裡皆倒れ、安性寺本堂は大半西に傾けり』と誌されている。

頃は、開港を迫って米国のルーが、幕府の回答を得るため、再度軍艦を伴って来航。幕府は、神奈川横浜村に迎え交渉に応じた。そこで、薪水給与と漂流民船員優遇、下田・函館両港開港の神奈川条約を結んだ。が、治外法権と最恵国条項を黙認の形で受け入れたという不平等条約であったことは、後世に問題を残したことで知られている。

その五年後、安政の大獄が起きるといふ、世はまさに攘夷か佐幕かと激動の時代となり、やがて大政奉還、王政復古を迎え明治維新になる。

戸籍制度即宗門改と人別調

明治五壬申年に戸籍法が制定されるに及んで、村民の全てに名字が付けられ登録された。

その歩みを辿ると、

明治貳年七月拾六日土方雄永（拾貳代藩主）版籍を奉還し、その年に、菰野藩を置いた。翌明治四年七月に菰野藩が廃され菰野縣を置かれる。

同四年十一月菰野縣を廃し三重縣を置く。

当村は三重縣下第壹大区四之小区山田村と称する。このとき第壹大区四之小区の役所は八王子村に設置される。

この年、村民の戸籍が編制せられたのである。長きにわたる歴史的遺物である宗門御改、人別改帳制度が廃せられたのである。

戸籍制度は古くは奈良平安の王朝時代にあって極めて完備されていた。それが、武士社会が執政の世には、続く乱世に遭って、戸籍の制度が崩れていったが徳川幕府に至って再び制された。

寛永時代に耶蘇教の禁を取り締まる手段としてとった制度である。

それには、毎年檀那寺の僧侶に宗門改を行わせ共に名主庄屋をして人別を改めさせる制を定め、郡別又は領主別に人数を録上して幕府の勘定所に

届けさせた。享保十一年以降は子年午年即每六年毎に人別帳を録上させることにした。

ここ、薦野藩では幕府の譜代大名として、どのように制度を運用してきたかを以下に見ていこう。

薦野領の一般領民の宗旨改は毎年三月各村別に宗旨改帳を作り個人の調印を求めざるも檀那寺寺院は戸別に其の檀徒たる証明をなして署名押印し庄屋肝煎五人組は改帳に奥書連印して寺社方役に提出し領内庄屋は毎月一回人別改会合を開き各村別に其の村人別の異動数を報告することになっていた。

ところで、この制には土分の者は、各自に毎年宗門手形又は一札誓文と称し家族及び召使いの者に至るまで佛徒に紛れない誓紙を寺社方役にさし出す。故に人別統計より除外せることは全国同一である。

これらの文書や写しなどは現在、各寺に保存されているものと思う。

それを『享保十六年宗旨改帳』に見る。

これは同年度に様式を一定（吉宗の改革、既存の制度を吟味見直し統一を図る）にし、各庄屋に交付したるものが、現存しているので記載内容について紹介しておく。

まず用紙は、美濃生漉紙を袋綴とし、毎葉に綴印を施し、書体は徳川幕府時代の公用文が定められている、御家流行書に平假名変體假名と限定されている。

表表紙中央に、宗旨御改帳と記す、その右上に享保十六年亥年、下段には、勢州三重郡とある。左上は三月廿八日、そして下段には、村の名が記されている。

次、書出は五人組頭誰組

一、誰 年
女 房 年
男子誰 年
女子誰 年

右誰一家男女何人代々何宗 丹那寺三重郡何村 何寺 印

誰組

一、誰 年
女 房 年
女子誰 年
本願寺宗何寺檀那
男子誰 年
禪宗何寺旦那

右誰一家男女何人内

式人代々本願寺宗	丹那寺三重郡何村	何寺	印
壺人禪宗	同	何寺	印
壺人本願寺宗	同	何寺	印

誰組

一、何寺 年
 弟子誰 年
 右何寺一家男式人代々禪宗 本山京都何寺 何寺 印
 拙僧禪宗無_レ紛則本寺証文指上置候

(中 略)

惣男女何百何拾何人中 男何百何拾何人
 女何百何拾何人
 右人別相改……(以下省略)…… 如件
 禪 宗 何 寺
 享保十六辛亥年三月廿八日 本願寺派 何 寺
 本願寺派 何 寺

村民の戸籍は、手次の寺院に在って「宗旨帳」と称し、その寺院宗派門徒として記録し保存してあった。毎年、上記内容との照合の上、寺社方役所へ宗旨判形をして届出るものであった。

また、これとは別に、他寺の門徒へ嫁入等をなす者については「宗旨送壺通」を認めて、先方手次の寺院に送る。又先方の寺院より「受込壺通」を送りくる定めになっている。

三重郡何村庄屋

誰 殿
 肝 煎 中
 組 頭 中

一、村中人別悉相改壺人茂洩……(以下省略)…… 仰付候事

村の者悉く宗門相改め、一人も漏らさず、帳面に書き記し、檀那寺の印形を取る。例年御改めの、切支丹並びに、不法者、曲者の吟味は、一人も漏らさず、間違いなく仰のとおりである。連判者において、曲事あれば如何様も被るので仰せ付くだされたい。という意味のことが書かれている。

一、毎月定日究置(キ材)……(以下省略)…… 可_レ仕事

毎月定例の日を決めて、この連判者が宗旨寺夫々に赴き、寄合いまでに詮索穿つ仕事をする。定例会までに異動の有無の確認をしていたという事が書かれている。

一、他所之者無レ子細……(以下省略)…… 仰事

これは、他所から来て子細あって一夜の宿を借りる者があれば断じてきつく断ること、その違反は無い。若し、その様な者有れば、急度御断申す事になっている。といったことが書かれていて、村の者がよそ者にたいする法度というものが徹底されていた様子を伺い知ることができる。

一、於ニ村々子細……(以下省略)…… 可レ仕事

村々においては、子細があって宗旨帳面から除外してほしいと願いがあれば、その者の願いについて除外届け被御除下の申請をした。ことが記されている。子細の内容としては、婚姻・養子縁組みなどがある。

一、帳外之者出所之様子承届……(以下省略)…… 可レ申事

確かな請人を相立て並びに寺請を取り役方へ差出すこと、とあるが、該当する事項は無いとある。

右之趣急度相心得相守可レ申為ニ 後日 - 証文仍而如件

三重郡何村	庄屋	誰印
同	肝煎	誰印
同	五人組頭	誰印
同	同 断	誰印

享保十六辛亥年三月廿八日

寺社方役誰 様

如何に詮議厳しきものであったかが、この文書の隅々から感じられる。

藩士については、一般領民とは異なり士分が直接申告することになっていた。次に其の差出したる宗旨証文の例を下記にあげる。

私儀並妻倅某娘幾人代々何宗に而何寺檀那に御座候 女厄介壺人東本願寺宗に而何村何寺檀那に頼置申候 何れも御法度の切支丹宗門に而者無ニ

御庫 - 候為ニ 後日 - 宗旨證文仍而如件

年號干支年月 日

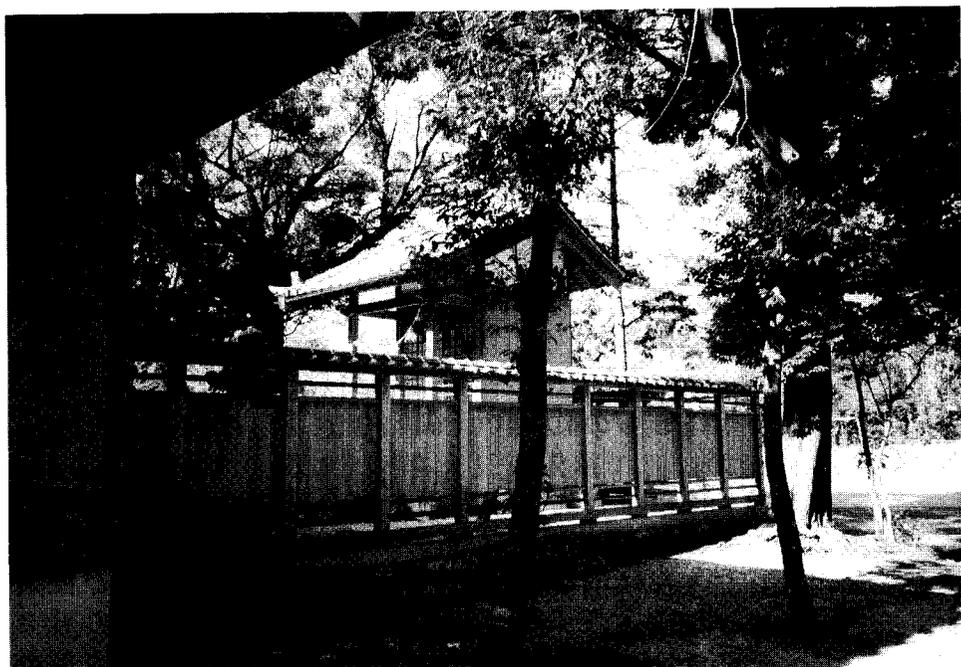
何 之 誰印

寺社方役宛

こうして見てくると、江戸時代の戸籍が何を目的としてきたかが分かるのである。

維新の結果は、この戸籍の登録から、新たな徴兵制度の制定・学制の発布をして、子女の教育を徹底していくのである。教育についての歩みは、『小山田小学校創立百周年記念誌』を参照されたい。

前に述べてきた租税についても、米納から穀代金納に改制（明治五年）するなど、一般庶民には激変を感じさせることばかりであった。



弁天社の神殿 平成6年遷宮祭執行

西山事記 其の六

公事方御定書

『マップ 西山町見て歩き』には、西山村当時、村外れに『処刑場』ではないかと言ひ伝えられている所が記載されている。

そこは東名阪の開発で、失われたので、残念であるが、いまは遺跡として現存していないので見ることはできない。

言ひ伝えによると、地区の古老たちは、此所に『かめいど』と呼ばれていた古井戸があって、常に水が涸れることはなかったという。

古老は言う、「此所で、罪人を処刑するのに、首を切った刀を洗った井戸で、東名阪の開発工事で失くなってしまったが、薄気味悪いものであった」というのである。定かなことは判からないが、有りそうな話として興味を抱くのである。

ところで警察、刑事関係について少し触れておきたい。

江戸初期刑制及び諸法度によれば『一般の者に科する刑』と『士分の者に科する刑』という二種類があって之を適宜臨機適用していたのである。

八代將軍吉宗の政に『公事方御定書』俗に御定書百箇条とよばれるものが寛保二年(1742)に制定されたのである。

それまでは、適宜臨機適用されていたものでは、社会の複雑化に合わず合理的かつ迅速な裁判をするために、従来のを改制したのである。

それが、新しい警察制度に移り変わるまでの間、全国において取締まりの範としてあったものである。

それによると、次のような刑が一般の者に科せられていたのである。

菰野町史

(一) 正刑

- 一、呵責 きつと 最も軽きものにして「御叱り」「急度御叱り」の二等に分おしこめ かつ
- 一、押込 二十日以上百日以下門戸を閉じ籠居せしむ菰野領に於て「青竹縛」と称せしものなり
- 一、敲 中古の笞杖刑の如く肩背尻を打つを云ふ敲及び重敲の二等となし通俗に「敲き放し」と唱へしもの是なり軽きは笞五十重きは百を加ふ 菰野は公衆の目に触れ易き屋外道路に於て執行す
- 一、追放 在住地犯罪三都地等より放逐して帰籍を許さざるを云ふ所拂、江戸拂、江戸十里四方拂、又追放に軽中重の別あり 菰野領にては「御構」と唱へ「御領分御構、江戸御構」等

- の名称を用ゆ又「門前拂」として奉行所門前より追放を行ひしものあり
- おんとう
一、遠島 犯罪の軽重及地方により各別あり何れも遠隔せる離島に配するものにして総て資材田宅を没収するを法としたり
- 一、死刑 死刑に下手人、死罪、火罪、獄門、磔、鋸引の六種あり
- 下手人 又 解死人とも書す単に人を殺害し又殺害の媒助指揮をなしたる者等に之を科したり其刑死罪に比して 一等軽く斬首の後様者(たかもの)となさず死屍を埋葬することを許し他の死刑の如く田宅資材(財)を闕所(けつしょ)することなからしめたり
- 死罪 犯人を刑場に率ひて刎首(くひをぬること)するは下手人と同一扱ひなるも斬首後の処分を異にし一等重し
- 火罪 専ら放火犯に科し罪木に附して焚殺するもの 俗に唱ふる「火あぶり」なり
- 獄門 刎首の後数日間刑場に梟首するを云ふ
- 磔 身体を罪木に縛し刺殺するを云ふ
- 鋸引 弑逆罪を犯せるものに科する極刑なり処刑の方法に沿革あるも徳川氏時代は磔殺の第一段階として之を行ふこととなり罪人を市中に引き廻すこと一日後穴晒箱と云ふ方三尺深二尺五寸の箱を半ば土中に埋め罪人を其中に入れ杭に繋ぎ首枷を嵌め其両肩の角を刃傷し其血を竹鋸の歯に灑ぎて傍に置き通行人をして任意に其頸を挽くことを聴し三日にして刑場に連れ行き磔に処す

(二) 附加刑

- 一、引廻 犯人の罪状を榜示して市中を引廻す死刑の附加
- 一、晒 犯人を拘縛し罪状を榜示して市中に晒す死刑の附加刑なるも本刑に適用せしことあり
- 一、入墨 大抵手及額に文刺す大抵追放敲の刑に附加する
- 一、闕所 犯罪の軽重に応じ資産田宅を没収するを云ふ
追放以上の刑の附加刑なるも菰野領にては背任横領又は不当利得をなしたる等財産に関する罪に多く適用せり
- 一、非人手下 姦犯の罪人にして処刑の後籍を削り非人頭に預かるを云ふ

こうして見ていくと、まず今では考えられない刑罰であることが、この罪状刑で知ることができる。

この時代は、文字による徹底は難しい状況もあって、知らしむる手段は実況によるしかなく、効果をも狙って、この様な方法が用いられたのであ

ると識者は云う。しかも、法の主旨が今日のような教誨教育法ではなく、見世締めによる効果に重点が置かれていたのであるから、分かり易いことが何よりも大事なことであったのである。

何々を犯すとかういう事になる、という因果関係が明確になっていたのである。まさに、善因善果悪因悪果の教えが、その俣生きた教材になっているのである。

江戸時代の治安維持法というものであることが解るのである。

因に、『士分の者に科する刑』についても、如何なるものであったのかを、一般に庶民との違いについて考えてみる資料として参考に供する。

事後、諸兄の判断に任せたいものである。

士分の者に科する刑としては

一、逼塞（ヒツク） 遠慮（軽）慎（中）逼塞（重）の別あり何れも門扉を鎖し昼間出入りを禁ず

一、閉門 逼塞より重く五十日乃至百日間門扉を鎖し竹柵を構へ奴婢の出入りをも禁ず

菰野領にて一般民衆に科せし「青竹縛」は閉門に相当するものにして表入口及窓の戸を閉鎖し入口の戸を青竹にて縛せしと云ふ

一、蟄居 蟄居・隠居・永蟄居の別あり

蟄居は閉門と同じく籠居して一室内に謹慎するを云ふ隠居は致仕隠居して蟄居せしめ食邑食禄は子孫に給す

永蟄居は永年蟄居して出仕することなからしめ永久赦免せらるることなきを云ふ

一、改易 永久士籍を除き食邑食禄を没するを云ふ

菰野藩にて「永の御暇」と称せし刑なり

一、預 預と永預とあり何れも指定の他家にありて禁錮せらるるを云ふ

一、切腹 命じて自ら屠腹せしむるを云ふ罪の軽重により所領食禄を没するものと子孫に給するものとあり

一、斬罪 正刑なる死罪と異なることなく士分の者に科する極刑なり

この他僧侶又は婦人に科する特別刑あるも之を略す

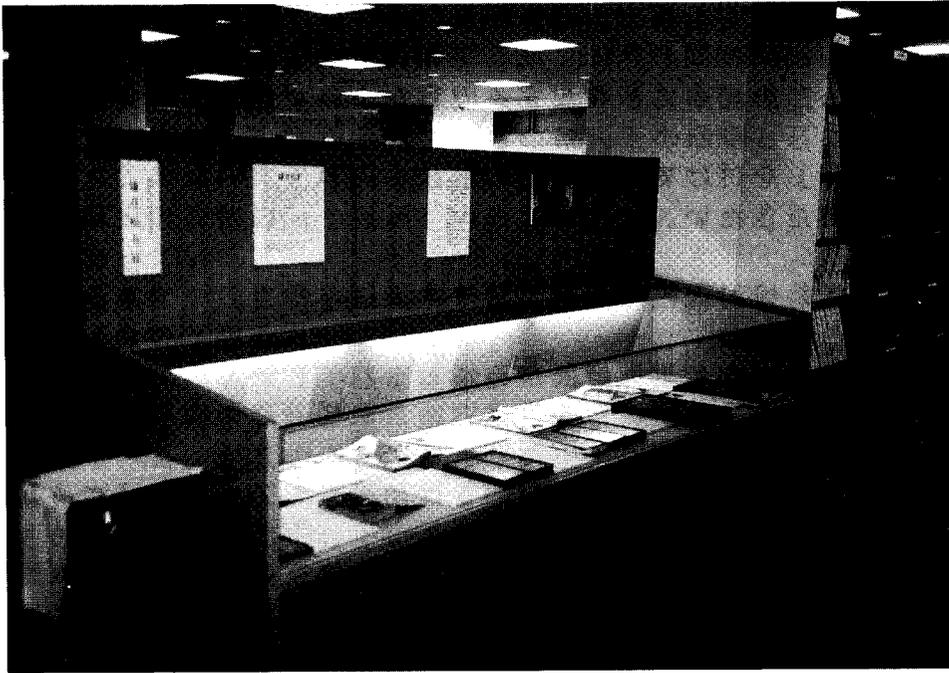
以上刑の種類頗る簡単にして適用刑に苦しみ幕府は勿論諸藩に於ても入牢を一種の刑の如く見做し予審終結後正式の断罪宣告をなさず永き期間牢獄に投じ置き遂に牢死せしむることあり。

寛永十二年に徳川幕府が発布せし武家諸法度に基つき菰野藩に於ても、明暦三年『家中法度』を発布して綱紀肅正を厳にしているが、以下省略す

る。

このような戒律により太平の世が維持されてきたのであるが、明治維新に、法秩序にも欧米諸国の近代化が導入されることにより、新しい憲法の制定へ向けて胎動していくことになるのである。

次頁『鎌井松石』の偉業展における展示品



西山事記 其の七

郷土の偉人 鎌井松石

西山に住んで居ても、『鎌井松石』を知る人は少ない。それも、若い人なら知る由もないことと思うが、ある年配に成る人でさえ知らないというのでは、如何に、文化と縁遠い暮らしであったかが惜まれる。

何も、『鎌井松石』に限ったことではない、人が逝けば、それと同時に数々の事象も伝承されることなく、失われていったのではないかと思う。

また、惜しまれて遺されていたろう、古い書物等の資料にしても日の目を見ずに、埋没してしまうこともあったと考えられる。

そうした中に在っても、できる限りの発掘に心がけ、先人の偉業を認知することには意義のあることと思うのである。

いま此処に鎌井松石を紹介出来るのも、その様な営みの成果といえる。

以下は、昭和23年と同49年に、或る学術機関紙において、紹介されていた記事である。どの記事にも重複する内容があるが、全文を御披露しておくことにする。

末尾に「補記」を付けて、難解語の解説を入れておいたので、参考にされ御理解をいただきたい。

大博物学者鎌井松石先生の業績

学者の中には功成り名遂げ世間から惜まれて、逝く人もあれば己の業績が絶大であるにも拘らず、何等世に認められず薄幸のうちに終わる人もある。

彼の遺伝学の⁽¹⁾鼻祖メンデルの如きは前者にして、茲に述べる鎌井松石先生の如きは後者に属すると思う。

鎌井松石先生は伊勢神戸の生まれであるが、先生の偉大さを幾人知っているであろう。先生の優れた業績も全く世に埋もれていると言って差し支えない程である。

筆者は昨年来⁽²⁾鎌井清十郎、鎌井猛、鎌井忠夫其の他諸氏の援助により松石先生の事蹟を研究中である。茲には簡単に先生の業績の一端を述べることにする。

松石先生は名を正壽と言ひ文化十二年神戸百々川に於て生まれた。

鎌井家は清和源氏武田次郎弘後の十八代の後裔五島石見之介玄純が鎌井姓を冒してより起こる。松石先生の父は鎌井治郎兵衛正賢、母はイクと言う。

先生は早く両親に死別し、十五歳の時、京に上り医道及び南画を習得した。京都に留まること十年、後神戸に帰り医を営んでいた。然し先生は性質極めて⁽³⁾磊落にして家業を治めず⁽⁴⁾只管生物の研究に異常な情熱を燃やしていたので、神戸に開業すること五年にして、生物の宝庫である鈴鹿連峰に近い三重郡小山田村西山に移住し、生活の為医を営んだり、寺子屋を開き子弟の教導に努めていたが、田舎医の暇多き身なれば絶えず山野を抜歩し、広く動物、植物、鉱物を探查し、此等を丹念に得意の絵筆に描写して研究三昧に浸ることが出来た。

小山田村西山に留まること四十余年を⁽⁵⁾孜々として研究に従事し、明治二十五年十一月七十七歳で歿した。

南画家としての先生は、安政丁巳十一月発行の「現故漢画名家集鑒」と云う天下の画人番付にも三河の渡辺小華や尾張の細川平洲、伊勢の土井茅牙と共に北勢松石山人として登載されている程で我々素人が見ても先生の書いたものは中々巧みである。今日も神戸及び小山田には處々に先生の遺品を見ることが出来る。

博物学者としての先生は全く堂に入っている。筆者は我が国著名の本草家の書物を相当見ているが、先生のは天下の珍書として特異の存在であると思う。

昔の本草家の資格の一つは画が巧みであることであつた。此の点で先生は非常に優れている。

天下に著名な栗氏蟲譜や尾張本草家の小鑒翁の筆になるものでも先生の筆には及ばないと思う。

先生の勢力の強きこと手豆なこと根気の強さは学者としての長所を具へていた。宣なり先生の「三重本草」五十巻を見ただけでも敬服せない人はないと思う。吾々が其の姿を見ることの出来ぬチャタテムシの如き微小昆虫でも先生は巧みに沢山書いている。キジラミのような多くの人が注意せないものまでも多数図示している。

「本草正譌」や「千草発蒙」や「三重県博物誌」や「蟲譜」や「物品識名」や「三重古事記稿」十一巻等極めて多くの稿本がある。

先生の眞骨頂は生物学者たるにあると思う。地理学者、物産家としての先生には「伊勢風土記」三十巻、「九重雑志」十巻等の稿本がある。

先生は明治五年三重県より壘国博覧会に出品すべき諸物取集を命ぜられ明治六年には文部省より、三重県の地誌調査の命を受け県内を巡視調査したのである。

九重雑志には物産等が明記してある。

歴史家であり、古銭、古物の蒐集家であつた先生は多くの蔵品が今尚残っており、又明治六年には神祇省から、鈴鹿郡能褒野鞠ヶ野の古蹟の調査

を命ぜられている。

教育者としての先生は長年、寺子屋の先生として親しまれ、多くの教え子は先生のために喜んで薪をとり、食物を提供したのである⁽⁶⁾。今尚、寺子屋の家屋は存在している。襖には先生得意の山水が書いてある。先生はこの室で多くの珍しい標本を並べたりして多くの小供を喜ばせたりしたと言ふ。

筆者は先生の書屋、⁽⁷⁾ 洪養館の跡に立って、松石の他、春水、磊楽等の雅号で麗筆を振われた白髪長髯の先生の尊き姿を偲んだのである。

「三重教育 第551号」より

本草家鎌井松石先生

世に隠れた偉大な博物家鎌井松石先生は本名を正壽、號を初め春水、青松、白石、松石、晩年は磊楽と言った。

文化13年、伊勢神戸百々川に生まれ明治25年77歳で三重県三重郡小山田村西山に歿した。その長い生涯の間に、精魂を傾け丹念に書いた多くの稿本、殊に「三重本草」50巻のぼう大な業績と、その豊富な内容を見たならば、その該博、精細、描写の妙に何人も驚嘆せざるを得ないと思う。

鎌井家は、清和源氏武田次郎弘後の末流で、父鎌井治郎兵衛正賢は商業を営み、母はイクと言ひ文政10年33歳で病歿した。早く父母に別れ、家業をいとした先生は15歳のとき、京都に出て10年間医学及び南画を研めた。

「古今南画集覧」に細井平洲（尾張）渡邊小華（三河）と共に鎌井松石（北伊勢）と列挙されてあるし、安政丁巳11月の「現故漢画名家集鑒」にも、伊勢松石山人の名がのっているのを見ても、画家としても一家をなしていたことが知られる。

故郷神戸に帰り、留まること5年家業をすてて、自然物の研究に都合の良い、鈴鹿連峰に近い小山田村西山に移り医を業とするかたわら、私塾を開いて郷党の薫化に尽した。辺鄙な片田舎の医者でひじょうに暇があったし、先生自らも暇を作り人が訪ねても留守がちで、さかんに山野を跋涉したり、県内を広く旅行して生来好む動植物、鉱物を調べたり、史蹟、産業を探究して楽しむことができた。

性きわめて淡泊にして磊楽、家業を顧みなかった。しかし門人は柴仕と称して先生のため薪をとる日を定めたり、食料を先生に提供した。先生の印さえ携え行けば村人は喜んですべての物を与えたという。

先生は伊藤圭介や山本亡羊と関係あり、丹波修治とは最も親密で、丹波翁先生を訪れ、鈴鹿山採集を共にしたこともある。辺域に住みながら天下

の本草家と交っていたことは先生の稿本の所々に書いてある記事や鎌井家に残る数々の遺墨を見ても知られる。当時の本草家たちが先生に贈った書画の屏風から、昔の本草家の風流がしのばれると思う。

先生の⁽⁸⁾私塾は今なお残っている。主屋の裏にある小屋で襖には全部先生の巧みな山水の南画が今も雄渾に描かれている。

白髪長髯の先生の姿がしのばれる。先生の髯は有名で胸までとどき良く撫でて語られたといわれている。先生の書齋を洪養館という。その建物は現存しない。洪養館の写真を掲げ現存する如く記せるものもあるも誤りである。

毎年動植物採集のため春夏の交には山間幽谷を跋歩し目にふれるところは得意の筆で模写し、秋冬の交には舊址勝区を实践查察し、来歴を探究すること40年に及んだので、その稿本はきわめて多い。

「三重本草」50巻、「伊勢風土記」30巻、「三重博物誌」16巻、「本草正譌」32巻、「千草発蒙」6帙、「九重雑志」5巻、「磊楽雑誌」10巻「神風古誌草稿」12巻の他、「草木識名」、「青白雑誌」、「蟲譜附百蝶写真」、「三重県巡回雑誌」、「百草図」等がある。

先生の物した軸物や書画は所々に見られ、集めた鉱物（これらは私塾に昆虫、貝類海産物等と共に陳列した）や多数の古銭は今なお鎌井家に蔵してある。

医学や化学の写本も多いし、医学、科学、産業、倫理、考古学に関する随筆も多く、これらの随想には傾聴すべきものが多く、多角農業を力説し畜産の必要を説いた。ホーピリュース氏著「諸金分析」（化学）を珍藏として大切にしたり、福沢諭吉の「西洋三論」を写したりしているのを見ても、先生の進取性がうかがわれる。

先生が書いた山水の妙は余人の追従を許さぬが、動植物の図もきわめて巧みに着色してある。今日の多くの動植物図鑑と異なって生態の妙をとらえ図示してあるので鳥はまさに飛び魚は泳ぎ蛇は動かんとするかのようである。

図に表したのは「三重本草」の一冊の蟲譜で、セミ類を描いたものである。セミの生態やセミタケ（蟬花）をも書いてあり、興味津々たるを覚ゆる。

自、是、芙蓉第一峰　　乾坤秀氣自然、鐘、
丹青難写四時、景　　高聳天辺雲霧濃

先生が富士山に登り詠んだ詩である。

明治5年⁽⁹⁾ 奥国博覧会に出品する三重県産諸品の取扱を三重県庁（当時四日市にあった）より依頼され、後明治6年その功により賞金28円を下賜された。

明治5年文部省より管内地誌の取調を依頼され、明治6年管内に産する薬品、鉱物等取調べのため県内巡回を三重県より命ぜられ、上等御雇を申付かった。

明治6年神祇省から野褒野古墳（日本武尊の古墳といわる）の調査を依頼された。

明治9年三重県より内国勸業博覧会御用係を申付られ、また同年10月志摩及び三重県南部の物産取調を命ぜられた。

明治15年丹波修治を盟主とした交友社博物会創設に参画し、その博物会にはしばしば種々の珍品を陳列した。すなわち明治17年5月の第四回博物会には「食用芝柵図説」「管内博物誌」のほか勾玉10個、管玉5個、雷斧2個、金銀古環10個、古鏡4個その他諸品を出品している。

先生には長男主計のほか雄次郎、留之助の3男があったが、先生晩年中風に罹ったので相謀り「父此頃中風に罹り軀幹不自由にして宿志を弄する能わず私共不肖にして其志を踏襲すること能わず然れば則其の図記する所故甕に供するの外又蠹魚の腹中に葬らざるを得ず。」云々の理由を書き明治16年文部卿福岡孝弟に「三重管内博物誌」16巻、「本草正譌」32巻、「千草発蒙」6帖を「納本支度願」を提出した。明治17年1月には文部省より納本書籍は学術上の参考となる由の賞詞を受け、同年4月には賞勲局より銀杯一個下賜された。

先生は古稀を越えなお種々書いて居られる74齡人磊楽樵画並題として、
欲求仙葉曳抜入雲峰古道

人跡絶眞翠云々の軸物が残っているのでも推知される。又、刻物も大変好まれ遺愛の品々が多い、掛物に心境を刻物として遺された。自作の落款も多く残っている。

天保から明治初期に活動した医者であり画家であり本草家であり教師であり歴史家であった先生は明治25年11月長い生涯を終え

『松壽院积悲願順誓居士』

の墓碑が故山に建てられた。

明治維新以来西洋科学の輸入に急いで、先生の如きわが国先賢の苦心が未だに世に隠れているのは遺憾である。

「採取と飼育 第10巻第1号」より

- 補記
- (1) 鼻祖 = 読(ビリ)、中国で、胎生の動物はまず鼻から形ができるとされたことから、始祖・元祖・先祖を意味する。
 - (2) 鎌井清十郎氏は、故鎌井正人氏の御尊父にあたる。
 - (3) 磊落 = 読(ライク)、心が大きく小事にこだわらないさま。

(4) 只管 = 読 (シカ)、ただそのことばかりに心を用いること。

(5) 攷々 = 読 (ウウ)、考えるの古字にして意は、考えるである。

(6) 今尚 = 現存せず。

遺品 = 現存するものは、遺族により四日市市立博物館に寄託し保存されている。

(7) 洪養館 = 松石が書斎の銘々に號したものの。

(8) 私塾 = 現存せず。

(9) 塙国 = 塙太利国の略にして、読 (オ-ストリア)。

紹介したこの二編における『鎌井松石を讀える顕彰の辞』によって、その業績の偉大なるものを知ることができたのではないか。

しかし、無形のものや形有るものは人々の関心が薄れることにより失われる運命にある。鎌井松石に関わる物も惜しまれながら無くなってしまったものがある。そうした世の移り変わりの中、遺作や遺品を散逸することなく後世に守り伝えてきた遺族の労に感謝せずにはいられない。

西山町『郷土誌』研究会では、四日市市立博物館に寄託されている、此等の遺作や遺品に直接触れることができ感慨無量であった。

市立博物館の完全な設備の収蔵庫に保管されている多くの貴重な資料から郷土誌編纂のために役立てて戴くことが出来たのも、もとは、こうした文物を数多く遺された努力の賜物と思うのである。



写真は 鎌井松石の書斎であるが、現存せず。

鎌井松石

博物圖稿

ここに紹介する写生図は 松石著作の『三重本草』に載せられたものである。

大文字草 虎耳草ノ一種

ニメ葉雙尤ハルニキノシタニ
似テハモノ岬起遠縁錫島アリテ
モナク山間湿地ニ多ク生ス一種葉菜ニ
モ茸アルモノ温泉山イナニリ石ノ内ニ
クガリチノ滝ニ産ス

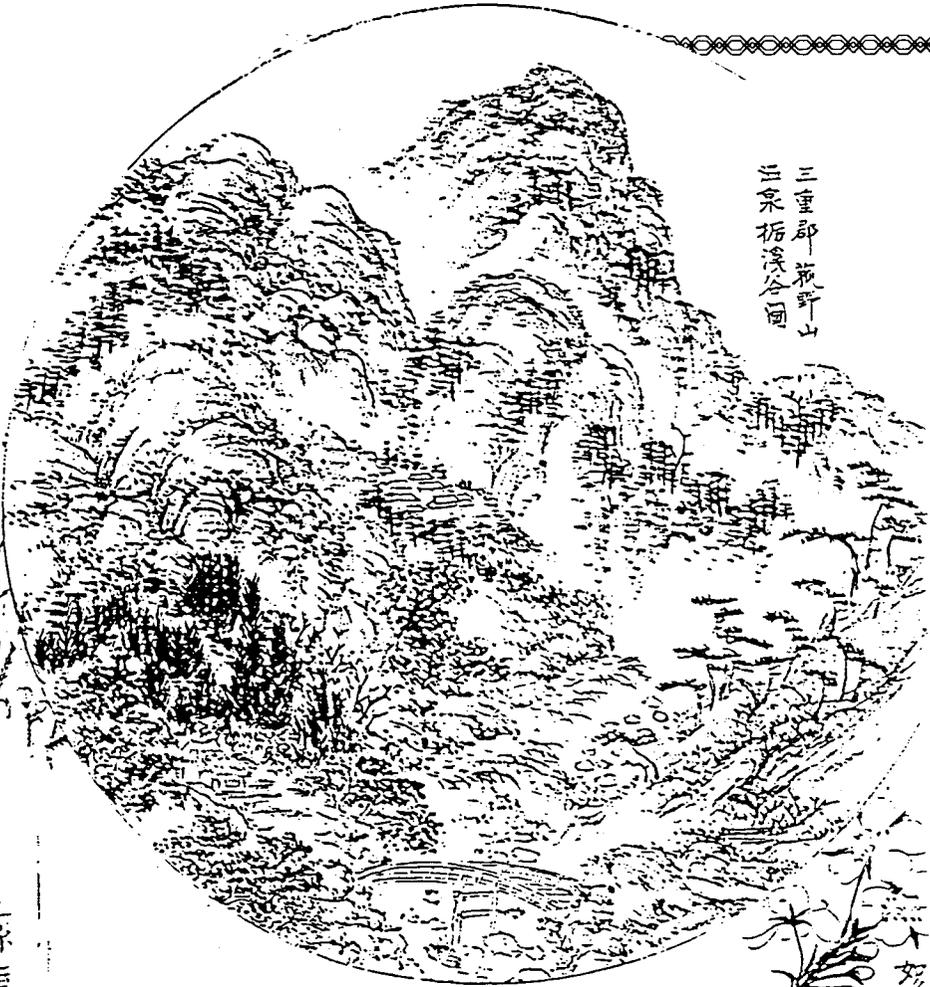
為見場ニ種
タマキノ

玉糸ツクハ子チヤ

キンコウシヤ
菰野温泉山
宇ゼンナメノ洞ニ多生

一葉ニシテ一種也マサニ
大葉ノモノ



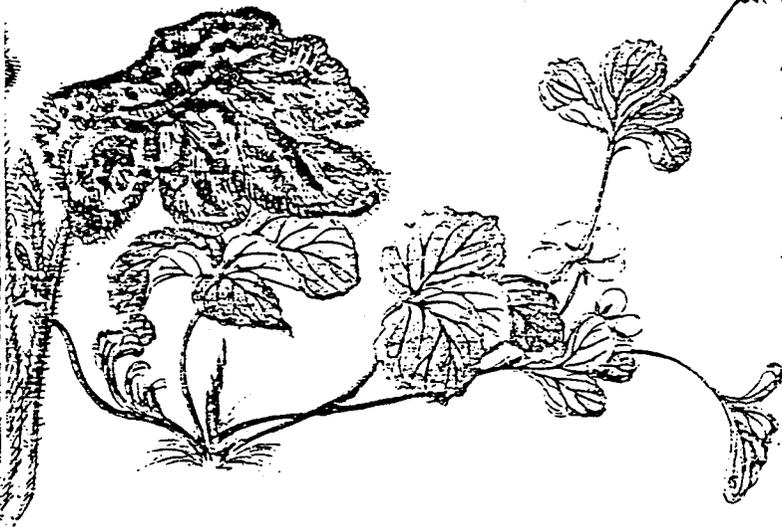


三重郡 菟野山
三泉 拓溪谷園

三縣博物圖稿

一名 三重平草

青 白 花 色



此ノ小振ニ似テシテ
一種トス産地ニヨリテ草状ニ異アリ
菟野産ハ莖等ノ花ヲウケクニ在リ

西山事記 其の八

枝郷西山立始り之記

『 稜郷西山立始り之記 』

其モ其モ曾ッテ當村立始り之由業ハ学永飲谷ト申處江
 其姓伊藤一族之蒙族四五戸農業示 出百姓致シ往居シ
 小山田村役入ニ隨心致處 間モ無ク京都の産平民平野
 清左衛門ト申著浪々ト 而業リ又置テニ平野産主之神
 八所御靈神乎百頃崇敬ニ符茲年延賢貳甲寅貳月十六日
 乎以祭日ト成シ勸請シ奉ル其稜郷乎西山ト稱シ其新田
 乎平野新田ト稱ス

其ノ御靈神ノ社地ハ学營之前ト申處ニ祀リ 其ノ新田ハ宮
 之策ニ在田地是也其後学内戸谷ト 小山ヶ崎、貳ヶ所ニ
 池ヲ掘リ巖嶋社乎祀ル處ハ第一次ノ用心次ニ田所ノ用
 水ニ致ス所也 此ノ祭神モ延賢年中之勸請也此ノ上ノ
 年限 お守り當明治四十年迄 實際貳百參拾五年簡立也
 其氏神又ハ貳ヶ所池之神神主時代著纂氏之じよ古より五世
 後チ 秦清太天安廣也此安廣ヨリ當職秦勇教安迄八代
 前也實ニ此年代調書ハ年禪リ前代未聞ノ事ナリ 此地所
 高野ナレドモ農業之為ニト 貳ヶ所モ池乎開墾シ次ニ 古
 来ヨリ新田所故御上租税上納モ少シハ立安キ筈ナリ故
 ニ他方ヨリ入百姓ニ寄留人数多アリテ 最早村内今ニモ
 百戸ニ及ブ心組ナレバ村吏賃中ハ勿論村内農家之稼入

遂蒙業自ラ勉強之氣ト 成行ハ 御上ハ 勿論他村迄賞美致
ス 延也

若ニ村當世内務所自管報之谷祀社一伴著御観前通致ス
ガ 奮箭之事也

若之一條 篤ト 御守リ下サレテ 御上江願書御調達可
成ラサル候也

三重県下三重郡小山田村大字山田加富神社社掌
茲時明治四十年統合昆宿十月口望 秦勇 教安 押印

大字山田の枝郷西山
伊藤 平吉殿 閣下
村吏員中

註 = □ は不詳文字



加富神社の古文書にある
『西山開祖 平野清左衛門』の記録

西山事記 其の八(続)

旧跡 『八所御霊神社』

の祭神について一考察

西山町地内に、大字山田小字宮之前と称する、旧村時代の地名表示で、所在地を記した、神社趾がある。

昭和52年、皇學館大學が出版したところの『式内社調査報告』によれば明治43年 6月 6日に、本村、加富神社へ合祀許可、同年10月 2日合祀済と記載されている。

合祀された祭神は、

文屋富田丸(磨)・吉備聖霊(真人)・伊豫親王・橘太夫逸勢

藤原廣嗣・崇道天皇(早良親王)・藤原大夫人・火雷天神

の八神である。

これだけみても、如何に祭神の数として、他に類例のない八神とは、驚くところであり、しかも、如何してなのか、本来の神格としてあるべき神の存在は、一体もみられないという、興味深いものがあるのである。

顧みれば、西山の地に村起こしとして、新田開発を始めた、平野清左衛門は、京都の住人であったとある。

新田開発は勿論のこと、灌漑用の溜め池工事から、用水路にいたる一連の土木工事を采配した、平野清左衛門という人物は、並の者ではなく、偉大な力を備えた棟梁であったと思うのである。

事業に一応の区切りが着いて、村の機能が動きだしたときに、村の精神生活の拠り所として、鎮守の杜を創建し、氏神として、京に縁の神々を遷座したのである。

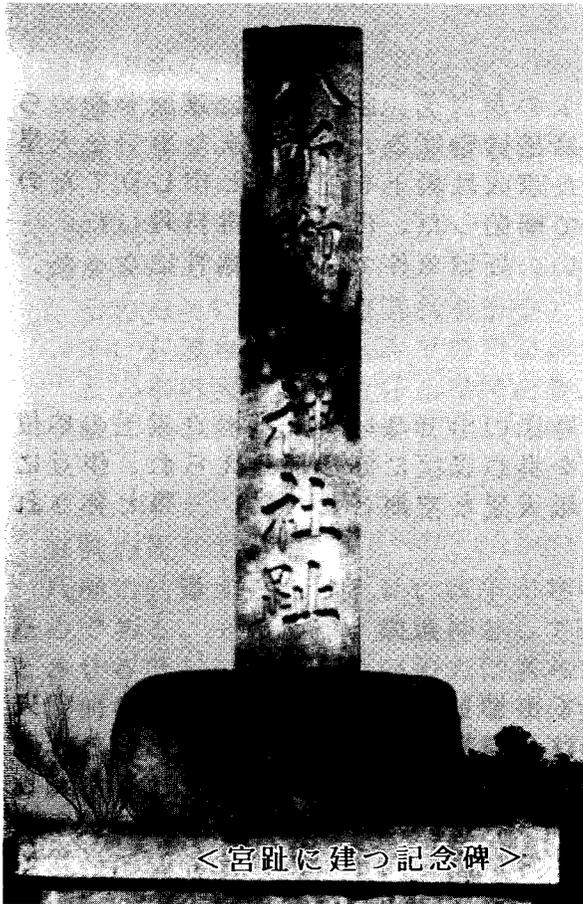
農耕に関しては、池の守護神として、弁財天を祭祀するなど、興村興農に尽力した。詳しくは『西山事記』前項にある、西山立ち始まり記の項を参照されたい。

ところで、前に「鎮守の森を創建し、氏神として、京に縁の神々を遷座した……云々』述べたのであるが、ここに注目してみたいのである。

京に縁の神々をといえば、八神ことごとく京の都が、平安京という時代であった頃に、何らかの関わりをもっている事で共通点がある。

即ち、『御霊』という意味が示すことに『八神』の祭祀たる由縁があると考えられるからである。

平安京の都で、疫病が流行したり、天災(落雷)で火災が起きるなどの不幸が続発したとき、これは、何かの祟りでは、怨念ではと恐れおののいたのである。当時、朝廷の役人の間では政治の争いが激しく、それに敗れて流罪、死罪に遭う廷臣が多く居たのである。有名なのは、菅原道真の流



<宮趾に建つ記念碑>

罪と怨霊伝説があり、その話は、よく当時の様子を物語っている。

平安京では、都の人心を災いから救うために、『怨霊』の魂を鎮めるための祈願祈禱を勅願で行い『御霊会』という年中行事にしたのである。それが、いまの祇園祭りの起こりである。

平野清左衛門が京から遷し持ってきた、八神は、霊験新たかな神々で、災いや疫病から、村や人々を護る鎮守としては、これの他には、なしと硬く信じていたのであろう。そこで、西山の平野新田を一望に望める地を、候補地とし遷座したのである。

ここで、八神について調べた事を記し、何が共通の神々なのかを考えてみることにしたい。

文屋富田丸（磨）

文室とも表すが、どちらが公式なのかは詳らない。天武帝の御世より朝廷に仕える。文屋の系統には、奈良朝廷の高官で従二位に任ぜられた、文室浄三が居る。富田丸に関しての史実は詳しく見当たらない。富田丸という称名から、ある人物の幼名ではと推測するが、不明。考えるに、宮廷で文室大市と白壁王（光仁）をめぐる皇位継承の紛争が惹き起こされていたことに何らかの拘りがあったのではないか。

吉備聖霊（真人）

日本武尊伝説ではあるが、この氏族の女は景行天皇の妃となり、武尊を生んだ。このように吉備氏は大和の天皇家と親密な関係にあった。一時は、天皇の信任厚く、吉備国は栄えるが、機に乗じ反乱・謀反を起こしそれが露見して謀殺されるなどの事件により勢力が衰える。

伊豫親王

桓武天皇第三皇子 母は藤原是公の女吉子 藤原宗成に謀反を勧められそれが母の兄が知り、藤原内麻呂に告げる。親王もまた事情を天皇に奏した。しかし、捕らえられた宗成は親王を主謀者と申し立てたので天皇は母夫人と親王を捕らえて幽閉した。母子は服毒自殺した。この事件は、藤原諸家の勢力争いの疑獄事件で、その犠牲になった。

橘大夫逸勢

平安時代初期の官人 書家 藤原氏の出でない皇太子桓貞親王の地位が不安定であったため、皇太子を奏じ謀反に応じ捕らえられ、伊豆に流される途中没した。書は、嵯峨天皇と空海とともに、三筆と称された名筆家で隸書を得意とした。

藤原廣嗣

奈良時代中期の高官 高官として出世しすぎ朝廷から警戒され、中央から遠ざけられ左遷される。彼は、同役の言動に強い反感をもち、非難の声をあげていたからである。そこで、意を決し反旗をひるがえし挙兵したが敗北、捕らえられて斬られた。八世紀には貴族間の抗争が激しくなったが、武力によって政敵に立ち向かったのは、彼が最初である（藤原廣嗣の乱、天平12年10月）

崇道天皇（早良親王）

「ワラツノカ」光仁天皇第二皇子 桓武天皇の即位により皇太子となる。延暦四年、大伴氏一族の藤原種継暗殺事件に連座。捕らえられ幽閉。幽閉中に絶食していたが、淡路へ流罪の途中、船の中で絶命する。親王は、政争の渦に巻き込まれた不幸な犠牲者である。事件の後悪病悪疫が流行し、天皇家に禍が生じ悩まされる。これは、政争の具に亡くなった者達の怨霊による祟りと宣せられ、親王達の霊を慰霊し、淡路の墓を修理するなど罪ほろおしを行う。延暦十九年 崇道天皇の追号をおくり、その墓を山陵とした。後に、大和の、国添上郡八島陵に改葬させたのである。そして、京都市上京区に『御霊神社』として祭り、今に至るのである。

藤原大夫人

藤原是公の女吉子 桓武天皇の夫人 伊豫親王の母
藤原諸家の勢力争いの疑獄事件で、その犠牲になった。

火雷天神

そのもとには、菅原道真を祭るところの天神であろう。雷神に変化して、左遷された太宰府での憤怒の恨みを、死してはらさでおくものかと、京の天空で荒れ狂う雷神の姿は、町衆はもちろんのこと、朝廷貴族には恐怖に満ちて恐れられたのである。

御覧の通りである。

八神に共通するところは、政争の犠牲となり、死後、荒ぶる怨霊となったのである。その様は、破壊神としてのシヴァ神の暴虐・残虐ぶりを彷彿とさせるほどの、凄まじい迫力に満ちたものである。と、想像できる。

生前の恨み呪いをはらす、破壊神の姿になって、都人を恐愕せしめたのである。それが、神格化され『御霊』を慰められる手厚い、儀式として崇められることにより、荒魂神から和魂神へと、変貌したのである。

追記

八神の内 『吉備聖霊』について その後の資料から考察してきたことを追記としておく。

こうした古事は、文献に頼って推考するから、出典の資料や学問上の立場によって、統一されない場合があり、論議を呼んでいるのである。

ここでは、吉備聖霊を考えるにあたり、今少し資料を読んで、思考の参考になればと、以下の通り記載しておくことにする。

吉備聖霊（真人）

日本武尊伝説ではあるが、この氏族の女は景行天皇の妃となり、武尊を生んだ。このように吉備氏は大和の天皇家と親密な関係にあった。

一時は、天皇の信任厚く、吉備国は栄えるが、機に乗じ反乱・謀反を起こしそれが露見して謀殺されるなどの事件により勢力が衰える。

上記（真人）には疑問がのこる。

吉備氏について資料を幾つか記載するから、判断材料にしていただきたい。

吉備氏

崇神天皇10年、吉備津彦命は四道将軍として、異母弟の若建吉備津日子命とともに吉備国に派遣された。その後、この兄弟の子孫はながく吉備国に留まり、吉備臣としてその地方に君臨した。若建吉備津日子命の二女は、ともに景行天皇の妃となり、その一人は日本武尊を生んだ。また孫に当たる吉備武彦は景行朝に日本武尊の蝦夷征伐に従い大功があり、武彦の女の吉備穴戸武媛は日本武尊の妃となった。吉備武彦の子で吉備氏の祖である鴨別は仲哀天皇の熊襲征伐に従軍して大功があった。このように吉備臣氏は大和の天皇家と親密な関係にあったから、いわば吉備国のおける大和朝廷の分脈として吉備地方に代々君臨したものと察せられる。

応神紀によれば、吉備臣御友別の妹の兄媛は天皇の妃となり、その関係で天皇は吉備国に行幸し、吉備国を割いて数県を置き、御友別一族をその各々の県主に封じている。こうして吉備臣は分かれて下道臣上道臣・香屋臣・三野臣・笠臣・苑臣などとなった。雄略紀によれば七年の条に、吉備下道臣前津屋は反乱の計画が露頭して謀殺されており、同年に吉備上道臣田狭は朝鮮において反乱を起こしている。清寧紀元年の条にも、吉備稚媛および吉備上道臣一族の反乱が記されている。雄略朝のころ吉備氏の政治・外交上の活躍は著しいものがある。その後、吉備氏の勢力は衰えたが、奈良時代になって746（天平18）年、下道朝臣眞備は吉備朝臣の姓を朝廷から賜わっている。

吉備津彦命

第七代孝靈天皇の皇子。本名は五十狭芹彦命（イササヒノミコト）という。崇神紀によれば、天皇即位10年、吉備津彦は四道将軍として吉備国に派遣された。時に庶皇兄武埴安彦の反乱が勃発したので、命はこれを平定してから異母弟若建吉備津日子命とともに吉備国に下った。さら

に、天皇即位60年には、武渟河別命とともに進んで出雲を征し、当時の出雲梟師である出雲振根を誅している。命の裔は吉備氏としてながく吉備地方に繁行した。（一部吉備氏の項と重複する）

吉備田狭（キノタキ）

生没年不詳 五世紀後半の雄略天皇の時代の吉備上道の豪族。天皇のいる部屋のそばで、田狭は、自分の妻稚媛の才色・人柄のすぐれていることを、盛んに友人に話した。雄略天皇は稚媛を手に入れようとして、田狭を任那国司として海外にだした。妻をとられたことを知った田狭は敵対国の新羅に入った。雄略天皇は当時新羅が日本につかえないというので、田狭の弟君を派遣して新羅を討たせた。弟君は百済までいったが新羅を討とうとしない。田狭は、弟君におまえが日本に帰れば危険だから、百済で自立せよといった。弟君の妻は大和政府のためにならないというので、弟君を殺して、百済が献上した手工業者を連れて帰った。（一部吉備氏の項と重複する）

吉備内親王（吉備皇女）

天武天皇の皇太子草壁皇子の娘、長屋王の妻。729（天平元）年二月長屋王の事件により王子らとともに自縊した。長屋王とともに生駒山に葬った。

吉備皇女（キヒメミコ）

壬申の乱の功臣高市皇子の男 左大臣長屋王の妻。

729（天平元）年、夫の長屋王が藤原氏の讒言により謀反の罪に問われて自殺した時、その子どもたちとともに死んだ。遺体は夫のそれとともに生駒山に葬られた。

吉備眞備 省略

この項に併せて、p51「八所御霊神社趾」を読んでいただきたい。

西山開祖平野清左衛門菩提所



地元では、お地蔵さんと慕われている

『西光山法龍寺』というお寺がある。

この寺は、建立されたのが、昭和20年代後期というから寺そのものは新しい。

ところが、御本尊の観音菩薩、遍照金剛大師、地藏菩薩には、靈驗あらたかな御利益があると多くの信者に崇められ、西国の札所になっている。

訪れる順拝者は後を絶た

ないほどである。

その、内陣に『西山開祖平野清左衛門之靈』菩提所として位牌が安置されている。

境内には、写真にある石柱碑が建ち、参詣者へその偉業を伝えている。

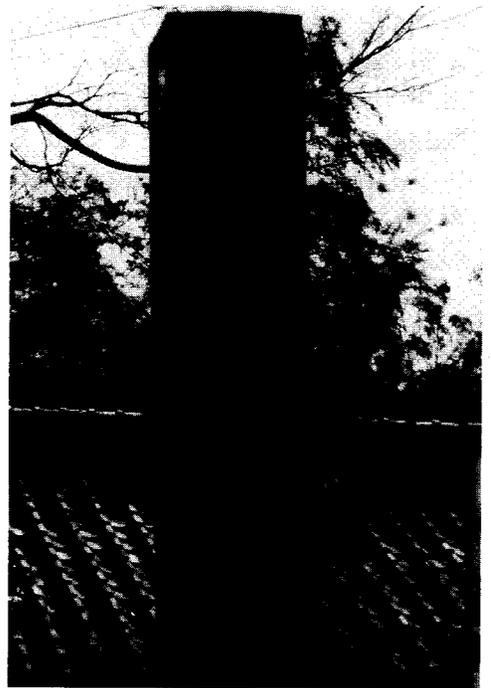
開祖平野清左衛門については、本編の項中、随所に記されているが、更に詳しく紹介できるように努めているところである。

新田開発については、興村興農の奨励が幕府によって行われるのと同じくして藩領においても租税の特例をもうけるなどの恩典で農地の拡充を図った。

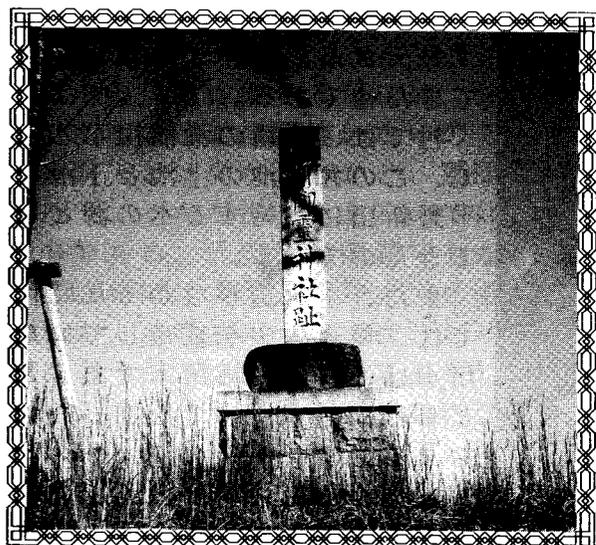
平野清左衛門の事業が、今日の西山を拓いた基盤整備であったことになる。

開祖といわれる由縁がそこにある。

その実績は、幾つかの文書に記されていることから判明してきている。



八所御霊神社趾



皇学館大学が編纂した『式内社調査報告（昭和52年出版）』によれば、

八所御霊神社は、明治43年まで現存の神社趾に鎮座していたことが記録されている。

当時は、

『小山田村大字山田字宮之前』と称する所であった。

地形などは現在にその姿形を残しているが、祠の基壇礎石などはどうなったのか不明である。

祭礼の幟柱支柱礎石も近年まで参道脇に存在していたが、いまは

行方知れずになっている。唯一、常夜灯笼壺基が遺されているので、往時を偲ぶことができる。この、常夜灯笼は現在地に最近移されてきたものである。

神社に付随するものとしてこの他には「鳥居・狛犬・手洗い鉢」が考えられるのであるが、それらのものは現存しない。

また、この旧神域には、日清戦争での戦死者を記念する顕彰碑が建立されていたが、それも、最近になって墓地へ移設されていた。

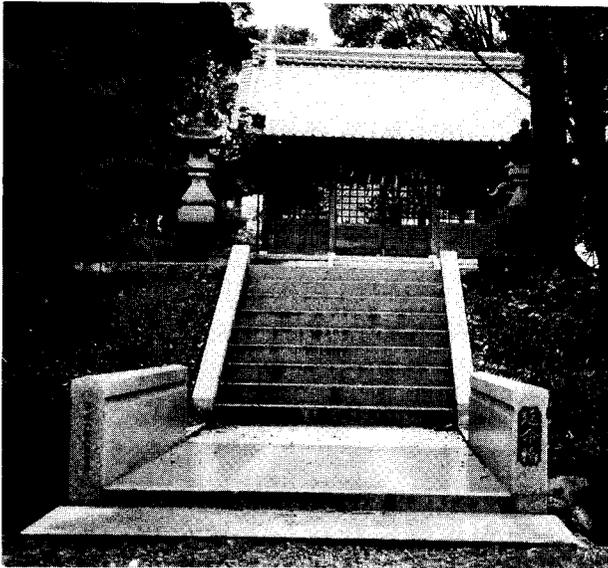
祭神は『文屋富田丸・吉備聖霊・伊豫親王・橘大夫逸勢・藤原廣嗣・崇道天皇・藤原大夫人・火雷天神』の八柱神である。八所と称する謂れがこのことに関係がありそうである。また、御霊という意味には、平安時代の御霊会の意味に通じると解釈するとなれば、この八柱神の御霊を鎮める社ではなかったかと推理することができる。即ち、祭神の中に、かの藤原廣嗣の乱で悲運の討ち死にをした、武将の御霊が祀られていることから考えられるのである。御霊会とは、かの有名な北野天神、菅原道真の伝記によるところが大いにあることで知られている祇園の祭礼がある。

祇園の起こりは、平安中期の政争に依るところの犠牲者の怨霊を慰めるために行われた儀式が、その始まりといわれている。

政争の具に供された者の悲運を、勝者の良心にて、せめてもの弔いという証が、いまに残る祇園会なのではないかと思うのである。

そういう見方考え方から、八所御霊神社をみるのも、また意味があるのではないだろうか。かさねて問うならば、祇園会の神、八坂神社の『八坂』と『八所』には、何事も関係がないのだろうかと思うものである。

西山弁財天神社



鎮守の神として村の住民から『弁天さん』と呼ばれ親しまれてきた社である。

村では、農耕の灌漑用水として、この弁天池の上池と下池を平野新田に供給する水の源としてきたのである。

また、上水道がなかった時代では、集落の中を縦走していた用水は、村の生活用水であるとともに、防火用水でもあったのである。

このように、村と深く関わってきた用水であるが、その守護神『弁天神』にたいする住民の

信仰は厚いものがあり今日にも受け継がれてきている。

それは、西山の開村という歴史的な史記に記述されていることから、その位置付けは、重く扱われてきたことを理解できるのである。

たとえば、『吉田郷惣社加富大明神記之旧記由緒書記録』に次の記述がある。『延宝年中に 京都の産 平野某というもの来たりて 新田を開発 産土の神 八所御霊を勧請し奉る 其の出郷を西山と称し 其の新田を平野新田と称す 用水のために池を作り 辨財天神を勧請して 守護神とす 今の枝郷西山御霊神社これなり 願主 平野清左衛門という』

さらに詳しくは、『西山事記 其の八 枝郷西山立始り之記』に記載してあるから、そちらを参照されるとよい。



弁天 (弁才天・弁財天) について

西山の拝殿に架かる額には、弁天社と書かれているから、祭神が弁天さんであることには間違いのないのである。ところが、一字のことで、弁才天・弁財天とは異なるのかと、疑問をもつのであるが、果たして如何なのであろう。そんな拘りもあるのではないかと思うのである。そこで調べてみたのである。大袈裟な問題でもないので、細やかにそっと覗いてみる。

広辞苑には『弁天=弁才天の略』と明記されている。

なお、『財』については、どうも庶民の信仰とのかかわりからの伝化であるようだ。だから、弁才天としたほうが一般的でよいのではないか。

平凡社版、世界大百科事典には、弁才天について、次のような説明が載っているのので、参考までに記しておくことにする。

弁才天 インド神話の河川神の一つ。サンスクリット名サスガティの訳。また妙音天・美音天・大弁才天女などともいう。略して弁天。俗に弁財天とも書くが、これは別神とする説もある。サスガティは<湖に富むもの>を意味し本来河川を神格化したものという。インドにおいては、<リグ・ヴェーダ>以来ひじょうに崇拜された。この神は人の汚れを払い、富・名誉・福来・食物を与え、勇気と子孫とを恵むという。のちにブラーフマ神話では、言語すなわちヴァチ神と同一視された。そして学問と技芸の神。雄弁と智恵の保護神として高い地位を与えられた。ヒンドゥー教では、ブラフマ神の配偶神とされる。仏教では、人をして無礙弁才をそなえ、福知を増し、長寿と財宝を得さしめ、また天災地変を除滅し、かつ戦勝を得させる天女とされる。<金光明経>には、この経を受持する者を弁才天みずから守護すると説く。その、形像については、<ヴァーハ・ヴァナ><金光明経>などには八臂とし、密教では二臂とし、ふつう琵琶を弾ずる。パットでも尊崇せられ、中部のヤド湖には弁才天の浄土があると信ぜられている。

日本でも弁天の祠が多く水辺にあるのは、もともと河川神であったことに由来する。古来、近江の竹生島、相模の江ノ島、安芸の厳島、陸前の金華山、大和の天の川を五弁天と称する。また、七福神の一つとしても、もっぱら福德財宝の神であるとして盛んに崇拜された。

日本最古といわれ多くの信仰を受けている、京都七福神参りと称する講がある。その、六波羅密寺が、七福神の中、唯一の女神である弁財天を祀ることでは、広く知られている。

弘法井戸



弘法大師の「何々」といわれる史跡は北海道を除く、全国津々浦々の名所旧跡として数々聞く程多い。

その内で、最もおおいのが、井戸であつたり泉である。

世間に伝わる弘法大師は、奇々怪々の現象を起こした、まさに幻想の巨人僧であつた。

弘法大師にかかわる、信仰と伝説は、いまなお一部の人たちに、今も生き続けていると信じられている。

空海即弘法大師といわれながら、その実像は明らかではない。

かの、「日本武尊」伝説が物語るように「弘法大師」伝説も代名詞な

のであらうと、考えられるのが今日ののではないだろうか。

弘法大師は「行基」ではないだろうか、という説がある。

それによると、『空海は在家の苦行僧として活動した。明星が口にはいって仏法の真髓を体得し、播磨のあばらやで行基の妻だったという老婆から飯をもった鉄鉢を献ぜられる。行基とは、いわゆる勸進聖の開祖であつて民衆社会にまじり芸能や説教を行つて宿や食事の供応にあずかる生活を送つた。したがつて俗世間を彷徨い歩く行基が伝説のうえでその先駆者と指定されていることは、「お大師さま」の第一イメージ形成上もっとも重要である。稲の種は弘法大師が日本に持ち帰つたという伝説。大師講と呼ばれる祭（旧暦十一月二十三日の晩、大師が家々を訪問するというので粥や団子を供える）などは、遊行する僧をマレビト（客人の意、山の神が年に一度山から降りてきて田の神となる）と同一視した農耕地帯で育まれた映像だろう。』荒俣宏コレクション、日本仰天起源より。

こと左様に、弘法大師伝説は様々な名所旧跡を遺して後世に伝えた。

西山の弘法井戸と呼ばれている処は、遺跡でもなく名所旧跡でもない、ただの井戸である。が、土地の人々は往古より弘法井戸と称して愛用してきたのである。不思議な泉で、年中、こんこんと涌く清水は渴れることなく増えも減りもせず、絶えず同じ水位を保つのである。

冬期、井戸の渴水期になると弘法井戸は村人の命の泉と崇められて、信仰の対象にさえなつていたのである。今日では、上水道の普及により昔の面影が薄れて荒れてはきたが、清水は涌いて井戸の形は残っている。

不動尊と滝



不動の滝といえ、小山田地区には、此処にしかない。

世は宣伝のとき、手段はどうであれ、世間の人々が認めなければ意味がないのである。

西山の「不動の滝」は、そういう事から考えれば、恵まれていない滝である。

もっと、世の人に訴えることがあれば人の訪れがあったことと思うのであるが、残念でならない。

宗教も、口込みの時代だから霊験あらたかな事を宣伝すれば、参詣者も、かなりの数になったので

はないだろうかと思うのである。

「不動さん」という言葉の響きは「お地藏さん」と同様、庶民的な親しみがある。

不動さんも正規には『不動明王』というものであるが、今日では、全仏教文化圏にひろく信仰されている。仏教の守護神としての明王の地位を最高にしたものである。したがってその姿態には種々あるが、多面多手の忿怒の形像のものから一面二手の童子のかたちに至るまでである。観音信仰と並んで庶民の熱烈な信仰を得ている。

昭和八年銘記の寄贈表札が残っているが、いまと異なって当時には、信者ならぬ人達の寄進が沢山あることが認知されて、時代の宗教観を窺い知ることができるのも研究の収穫になる。

西光山法龍寺を号する寺院が、守護するのであるが、いまは無住職ゆえ手が施せない状態になっている。

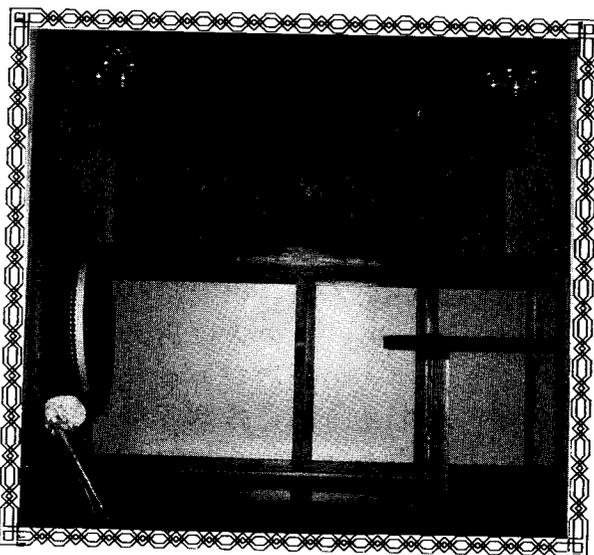
西山、開祖平野清左衛門の位牌を受け継いでいるのも、この寺である。

しかしながら、その、偉業は勿論のこと、その人物について、我々がどれだけのことを理解しているのだろうか、そのことを考えると、いかに、認識不足なのかが恥ずかしい次第なのである。

不動尊への参道は、道標により行くことは不可能である。

回り道を経由して行くしかない。道順については「西山町、見て歩き」を参照されたい。

屋敷神 信仰について



西山には、屋敷内に神仏を祭祀することが多いことは、注目することである。

神仏を座敷内に祭祀することは一般的なことであって、それは、論外なのである。

しかし、個人が神仏を祭祀することには、何かそれだけの理由がある筈であるといえる。

即ち、信仰の対象である神仏に特別の願主としての因縁が有るのではないだろうか、ということである。

仮に、そうであるとして、この

事を考察してみることにしたい。

神仏を、皆のものと個有のものとする観念には、大きな違いがあることは、誰にも理解できることである。

信仰の対象としての神仏が、一般の不特定多数によるものの対象による場合と、特定の個による対象の場合とでは、物理的にその質量は異なるのではないだろうかと思うのである。前者には薄く後者には厚く影響が有るといえる。このことを御利益に置き換えてみれば、信仰の有り様姿が、見えてくるのである。

勝手な解釈であるが、神仏の側から言えば、個の有する崇拝の手厚い守護により鎮守されるほうが如何に尊いものなのかは、史的に把握しているから、当然ながら特定の個によることを期待するのではないだろうか。

なにはともあれ、屋敷神仏は子々孫々に鎮守されて今に受け継がれてきたのである。

その一つに『末広稲荷大明神』を祭祀する伊藤博康家を紹介しておく。

祖父の小右衛門が夢のお告げにより、京都伏見稲荷へ参詣に行つての途上で、出会った人の縁により、末広稲荷大明神を授かり『大切に守護すれば盛運必ず来る』という伝承を信じて屋敷内に祠を設けて祭祀してきた。

その三代目にあたる当主が、今なお祖父の意志を受け継いで守護する、末広稲荷大明神は、伊藤家の屋敷神として鎮守されている。

他に、伊藤正博家、伊藤晃家、伊藤光良家などに屋敷神が祭祀されているが、その由緒については今のところ語るものがない。

おこり地蔵さん



お地蔵さんには、柔軟な笑顔で優しいというイメージがあることから、子供はもちろん大人たちにも崇拜されてきている。

民話『笠地蔵』は、だれもが知っている代表的な物語である。

どこの村にも野仏さんが祀られているが、いちばん多いのも地蔵さんである。

六地蔵、そして単体の地蔵さんという姿が親しまれ、善男善女老若を問わず信仰されている。

地蔵さんの正式名は、地蔵菩薩という。

その信仰は、平安後期頃に貴族のあいだで盛んになった。

とくに地獄の観念が一般化するにつれて死者が冥土へ行って、地獄の閻魔の裁きをうけ、ひどい苦しみにあうことから救済してくれるのが地蔵さんだということで、その信仰がひろまったのである。

また、地蔵さんは、現実界と冥土界の境に立っていて、冥界へゆくものを救うということから、阿弥陀・浄土信仰と結びついたのである。

そこから、うまれたのが道祖神信仰なのであって、その現れが境神（かみ）というものであるといわれている。こんにち、村の境や辻に地蔵尊が建てられ、庶民の信仰になっているのがそれである。

地蔵尊は、童形だという信仰は、賽の川原説からきたとか、また、子安地蔵説、水子供養の地蔵にみられるなど子供とのかかわる話が多い。

ところが、あまり知られていない一面が地蔵信仰にある。それは地蔵の文字から<地神>とも結びつき地蔵が土地に深く根をおろしたという説である。なお「勝軍地蔵」「延命地蔵」などと地蔵さんも多様になるのは、江戸時代中頃からである。

こうして地蔵さんは、あらゆる願望をききいれる菩薩としてひろく崇信をあつめたのである。

西山の「おこり地蔵」には、村の境に祀られたことから、村の災いを救うという霊験高い道祖神であったのではないかといえる。

村に災いをもたらす疫病神、悪者には、祟りがたちどころに現れるという言い伝えが、この名称の起こりではないだろうか。

いまも、心ある信者の手向ける花香は絶えることがない。

西山の石造物



町内の要所要所の辻には、村を訪れる人達や、村を經由して他所へ行く人、村から外へ用達に出る村人のために、『道標』が設けられていた。

それもいまでは、見捨てられて陰が薄い。

中には、半ば埋もれて、いまにも土中に沈んでしまいそうなものがあったり、路端に転がって、行き来する子供たちに足蹴にされているなど、憐れで心が痛む。

かつては、この標識によって幾多の人が迷うことなく目的地へ、

無事に着く事ができたであろうことを思うと、感慨ひとしおである。

紀行文で表現すれば、『小山の三交乗合自動車停留場で降り、西山道にかかると道標に会う。「右、西山みち左、堂ヶ山かさどみち」と読める。

道はそこで二又に分かれているが、右の道は、大八車でも通れる幅の、やや緩い登坂になって、両側は杉林で覆われている。日中であるというのに薄気味悪い。左といえば、藪の中を通る野道になっていて、しかも、きつい登り道である。山里に来たなという実感が湧いてくる……。』

この常夜灯は、八所御霊神社の参道傍らにある。

正面の灯屋台座に「氏子中」と刻まれ、裏面は「明治二十九年建立」と刻記されている。

この年は、日清戦役戦勝の翌年である。これだけの石造物であるから費用も、かなりの出費であったろうが、これを眺めていると、神社に奉納した当時の、情景と村民の気概が伝わってくる。



五輪塔にまつわる話



五鈴遺響に伊勢平氏若菜五郎の記述がある。

それには、人皇八十五代仲恭天皇の朝。三重郷泗水に在居し数城砦を構え、かつ鈴鹿の嶮を利して、往還を塞ぎ猛威を奮っていたとある。

そこで、京師の守護であった源朝雅が兵を発して若菜五郎一族を関の小野において滅ぼした。

その戦は、いたるところで小競り合いとなり、農地がたびたび荒らされるので、農民には迷惑な日々であったという。

おまけに、戦いのため討ち死にした将兵の亡骸は、無情にも放置野ざらしであったので、その後始末をしなければならなかったのである。

古老が語るところによれば、その遺跡ではないかと思われる、五輪塔の群れが『ヨウウラ』と称する処に在ったというが、いつの間にかなくなり、今ではその跡さえ定かではない。

開発により、失われてしまったのであろう。

五輪塔は、もともとは密教で説く、宇宙の五大要素「地・水・火・風・空」をかたどるものとして信仰の対象とされていたが、後に他の信仰的なものの形をかたどるようになり、死者追福のために五輪塔を建立した。

形は、下部から方形、円形、三角形、半月形、団形を積み重ねたものになっている。そして方形は地を、円形は水を、三角形は火を、半月形は風を、団形は空をあらわし大日如来のシキとして尊崇されたのである。

墓標にこの形がとりいれられたのは、平安後期から鎌倉時代にかけてでもっぱら流行したのは鎌倉後期からである。それらの遺品が各地に見いだされ語り草となるもの多し。

また、こんにち行われる卒塔婆の輪郭も、この五輪塔をかたどったものである。

ところで、五輪塔が屋敷内に手厚く祭祀されているという、珍しい例が西山にあるので、紹介しておきたい。

伊藤博康宅の庭の一隅に祀られているのであるが、現在地に移されたのは最近のことで、それまでは、屋敷内の用水端に在ったという。

いつごろから、どういう訳で、誰が建立したのか由緒は不明である。

西山の天然物 その1



西山には、まだまだ自然が残っているといわれるが、本当にそうなのだろうか、そのまま鶴飲み信用していいのだろうか。

昔を知る古老の話には、今は見られない物が沢山ある。

その代表的なものとして、大樹がある。

現存するものは、『にしやまみてあるきマップ』に記されているが、この半世紀に失われていった大樹の数はかなりのものになるのではないかと推察できる。

その幾つかを拾いだしてみる。

上の写真は、伊藤光良氏が所有していた『好け』の巨木である。

好けは、直径 3cmほどの小さな果実ができるミカ科の常緑小高木で、日本列島におけるミカの仲間のただ一つの野生種である。

近畿地方から西の海に近い山林中に自生し、枝には刺がある。高さ 4mに達する。果実は、ズに似た香りがある。京都の紫宸殿の右近の橘は、有名である。

西山の好けは、この常識はずれの巨木であったが、惜しくも '94年の暴風雨で倒れ失ってしまった。

右の写真は、五葉の松である。

所在地は、松野伴幸氏屋敷内にある。

大阪花博の日本庭園を主房されていた員弁の某庭師が、この樹をみて賞賛したと伝わる松である。

近くで眺めても、遠くから望んでも、みるからに威風堂々として感嘆せざるをえない姿をしている。

樹齢数百年に及ぶことだけは確かである。

ここに紹介したのは、その内の一部分である。



西山の天然物 その2



左は『ヤマモ』の樹である。
ヤマモ科の常緑高木。日本のいたるところに分布する。

『にしやま みてあるき マップ』に所在地が示してあるので参照されたい。

暖地の人家に、果樹または防風のために栽植されている。

果実は暗紅紫色に熟し、外果皮は汁が多く甘味と酸味があって生食することができる。また、樹皮は乾燥させて漢方薬として下痢、打撲傷などに用いる。

材は、乾けば固く割りにくく、生木は脆く折れやすいので、用材

としての用途には限定される。

巻末に、地図と『にしやま みてあるき マップ』を挿入してあるので、それを手がかりにした、地区内の探索をぜひ奨めたいものである。

自然との触れ合いができ、新しい発見や体験が得られるものと思う。

地図によれば、西山の南側を鎌谷川が西から東へ流れている。もう一方北側を足見川が西から東へ流れているのが分かる。

その流れの軌跡をみると、侵食に侵食を重ねてきた、激しい蛇行の流姿が認められるのである。

それも、この短い距離の内での自然現象には驚愕するのである。

きっと、その侵食過程には、想像を越えたエネルギーが発散されていたことだろうと思う。

その作用がのこした堆積物を、先人の智恵で利用した『物』がある。

それは、きめ細かい上質の砂である。砂時計の極細のロート部を難なく素通りできる微細な砂である。

砂の使い道は、米の精米に欠かせないもので貴重なものであった。いまもその砂の採集場が遺っている。



あ と が き

本誌発刊にいたる経緯について触れておこう。

西山町郷土誌研究会は、平成7年8月に発足したばかりの産な研究会で、その会員も十指に満たないという細やかな組織である。結成後しばらくしてから第一回の例会を開き、会の活動について話あうことができた。参加した会員による、相互意見交換という自由な討論・雑談に徹した雰囲気での場が、かえって親しみやすいものになり、肩を張らないという会を運営できたことは、会員の意欲を湧きたたせることができ活動への影響として大いにやくだったのである。

はじめに、心配していたことであるが、郷土誌を編纂するにあたっての資料を、どう収集するかという問題であったが、それらについては長年にわたって既に収集されていた、当研究会の会員個人が所有する資料があるので、まずそれを手がかりに、作業をすすめていくことから開始したのである。しかし、それだけでは不十分であるので、補足する資料を求めて、東奔西走するなどの活動や、新しく加筆するための研究材料起こしなど、次からつきへと広がるばかりの内容に、重荷を覚えるばかりで、遅々として進まない苛立ちを感じたことは数知れない。それを支え合う仲間によりこの事業が伸展できる確信を得たことは大である。

なにぶんにも、専門的な知識など持ち合せていないので、誤った解釈や偏見には、注意を払いながらの取組みであった。延えんと続く作業の中で、忘れてならないのは会員相互の『学び合うこと』という、大事な学習条件を、いかに設定していくのかの間であった。

暗闇の中で手探りでの共同作業であったが、それだけに、収穫にも大きいものがあつた。その喜びは、この冊子のなかに潜んでいると思えば、やりがいのある研究会であった。

ここに、その第壹集を発刊できるに至った事に対し御協力賜り御支援していただいた各位に、感謝の意を表する次第である。

編集子

西山町『郷土誌』研究会へお誘い

文化というものは、もともとは、庶民一般の暮らしの中から湧き出るようにし成りたってきたもので、その文化の一番小さい核は、人間の一人ひとりであります。

私たちの郷土も、そうした成り立ちのうえに存在してきました。その社会は、農耕を中心として、時代の流れにしっかりと馴染みながら人間本来の姿らしく、ゆっくりと自然の恵みに感謝しながら暮らした時代でしたが、それは遠く過去のものになってしまいそうです。

それは、人間にとって人間らしく生きよう、とする人ほど、息苦しいような時代なのです。十年が一昔ではなく、二、三年がひと昔というスピード時代に、人間は、ともすると自身を見失いがちになります。

現代は、先行きの不透明な中で、自然、及び生活風土が急速に破壊され次の世代へ繋げる事柄の見通しが立っていない時代といわれます。

そんな時代背景があるからこそ、人間本来の意識に目覚めた、郷土観を培わなければならないのです。

それには、郷土の自然と先人の足跡をたずね、あらためて見直していく努力を求められます。いま、この機を逸すれば、風化により埋没し、何時かは、人々の記憶から消滅してしまいます。そうさせてしまわないため、ここに西山町『郷土誌』研究会をつくらうと思いついた訳です。

名称は、やや硬い気がしますが、内容は、会員同志和気藹々として肩を張らず楽しくできる、そんな会です。

活動内容は、①郷土西山に遺る言い伝え聞き伝えの収集

②文献資料の収集・調査

③例会

④郷土誌の発刊

⑤その他

研究分野は、①歴史、民俗（学）に関わる一般的なもの

②古文書、文献の解説

③その他

このような内容になりますが、専門的な追求ではなく、あくまでも「アツク」としての、取り組みをしていきたいものです。

会員の資格、条件は何もありません。

自分に出来る事をやって、みんなに読んでもらい、何か形に残したいことを思っている方。そういうものはないが、面白そうな会だと思われる方の参加をお待ちしております

平成7年9月

申込先 西山町『郷土誌』研究会

代表者 三橋まや (TEL 28-1428)

研究同人

矢田 正彦
坂井 信吾
三橋 洋
矢田 昌一
伊藤 美敏
小林 君忠
矢田 多加男
伊藤 留男
坂井 うた子
檜原 繁

本編に掲載する資料を求めています。埋もれて忘れられているものを御存知の方の御協力を仰ぎたいものです。古い写真、書籍、古物、などで地区に関係のあるものでしたら、なんでも構いません。御連絡ください。

参考文献

- 「三重古事記稿」 鎌井松石著
「三重県博物図稿 三重本草」 青系白石述
「採集と飼育」第10巻 1号 東京大学理学部編
「自然史研究の調査記録」14号 三重県自然史研究会
「鎌井松石略年譜」 耳目手の会 小玉道明編
「三重県博物誌」下巻 伊藤武夫著
「枝郷西山立始り之記」 加富神社文庫
「吉田郷惣社加富大明神記」 加富神社文庫
「小山田邑事記」 暁覚寺文庫
「菰野町史」 菰野町史編纂委員 黒澤隆吉編
「四日市市史」 四日市市史編纂室
「伊勢名勝志」 宮内黙蔵著
「勢陽五鈴遺響」 安岡親毅著
「世界大百科事典」 平凡社編
「日本歴史大辞典」 河出書房
「日本古文書学」 伊木寿一著
「国史大辞典」 吉川弘文館編
「史料による日本の歩み 古代編」 児玉幸多編
「日本の歴史」 読売新聞社編
「歴史民俗学」 関東歴史民俗学研究会編
「日本異界絵巻」 河出書房新社編
「日本仰天起源」 荒俣宏著
「日本の神々」 新潮社編
「民衆生活の日本史」 思文閣
「三重県地方史研究備要」 三重県教職員組合編
「この国のかたち」 司馬遼太郎著
「皇位継承の古代史」 亀田隆之著
「姿をあらわした神々」 四日市市立博物館編
「近世都市祭礼の文化史」 四日市市立博物館編
「常設展示資料図録」 四日市市立博物館編

平成8年8月1日発行

西山町
郷土誌 『西山事記』 第壹集

編集・著作 四日市市西山町郷土誌研究会

発行 四日市市西山町自治会

印刷 大同印刷株式会社